

富山大学 学報

第250号

目 次

関係法令	2	南極の近況について	27
学内規則	2	昭和59年度富山県内国立学校等事務職員 （初任者）研修	27
富山大学職員の財産形成年金貯蓄関係 事務取扱要項の制定	2	第1回富山大学幹部職員懇話会	29
学 事	5	昭和59年度文部省北陸地区共同行事 体育大会	29
科学研究費補助金資料	5	健康診断のお知らせ	31
昭和60年度大学入学者選抜共通第1次 学力試験受験案内の交付	24	職 員 消 息	32
人事異動	25	主 要 行 事	32
学内諸報	25	資 料	33
経済学部長の改選	25	人事院勧告について	33
海外渡航者	26		

(定 義)

第2 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 財形貯蓄

財形法第6条第1項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約（以下「財形貯蓄契約」という。）に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

(2) 財形年金貯蓄

財形法第6条第2項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下「財形年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金その他の貯蓄をいう。

(3) 勤労者財産形成貯蓄引継契約

財形法附則（昭和57年5月25日法律第55号）第2条第3項に規定する勤労者財産形成貯蓄引継契約をいう。

(4) 特別財産形成非課税貯蓄申込書

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第4条の3第1項の規定による書類をいう。

(5) 特別財産形成非課税貯蓄申告書

租特法第4条の3第4項の規定による書類をいう。

(6) 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書

租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特法施行令」という。）第2条の30第1項の規定による書類をいう。

(7) 要件違反

租特法施行令第2条の25第1項の規定による事実をいう。

(8) 部局

庶務部（トリチウム科学センターを含む。）、経理部、施設課、学生部（保健管理センターを含む。）、学部、教養部、附属図書館及び経営短期大学部をいう。

(9) 部局担当係

各部局において、職員の財形年金貯蓄に関する事務を担当する係をいう。

(取扱い単位)

第3 財形年金貯蓄契約に関する事務（以下「財形年金貯蓄関係事務」という。）の取扱いについては、職員の所属する部局（以下「所属部局」という。）において事務処理を行うものとする。

(事務の総括)

第4 財形年金貯蓄関係事務の総括は、富山大学長（以下「学長」という。）が行う。

2 学長は、財形年金貯蓄関係事務を円滑に行うため、金融機関等と必要な取決めをする。

(財形年金貯蓄の申込み)

第5 財形年金貯蓄契約を希望する職員は、金融機関等の所定の財形年金貯蓄契約に関する申込書（以下「財形年金貯蓄契約申込書」という。）、特別財産形成非課税貯蓄申込書及び特別財産形成非課税貯蓄申告書を作成の上、財産形成年金貯蓄天引預入等依頼書（以下「天引等依頼書」という。）（別紙様式1）を添付して第7に定める申込時期に所属部局の部局担当係を経由して人事課に提出するものとし、部局担当係はその際マークカード（別紙様式2）を作成し併せて提出するものとする。

2 財形年金貯蓄契約の申込みは、1金融機関等の1店舗に限って行い、かつ、預貯金等の種類は1種類とする。

3 人事課は、第1項の規定による財形年金貯蓄契約の申込みがあった場合には、当該申込みの内容を点検し、財形年金貯蓄契約の要件（第8に規定する基準を含む。）を満たしているものについて、これを受理するものとする。

4 人事課は、前項の規定により財形年金貯蓄契約の申込みを受理したときは、天引等依頼書を経理課に提出するとともに、財形年金貯蓄契約申込書等を幹事金融機関を経由して各金融機関等へ送付するものとする。

(財形貯蓄から財形年金貯蓄への切替え)

第6 第5の場合において、現に財形貯蓄を行っている職員が財形年金貯蓄に切り替えて貯蓄を継続しようとするときは、昭和59年9月30日までの間に勤労者財産形成貯蓄引継契約を締結することにより財形年金貯蓄へ切り替えることができる。

(財形年金貯蓄の申込時期及び積立開始の時期)

第7 第5第1項の規定による財形年金貯蓄の申込時期は、毎年10月1日から10月11日までとし、この場合における積立ての開始は、毎年11月俸給支給定日又は12月期末勤勉手当支給日からとする。

(積立額等)

第8 職員が新たに財形年金貯蓄を申し込む場合においては、財形年金貯蓄契約に係る申込みの要件のほか、1回当たりの積立額は1,000円の整数倍とし、俸給支給定日又は期末勤勉手当支給日ごとにそれぞれ同額とし、次に掲げる日のいずれか一つを選んで継続的に預入等を行うものとする。

- 1) 俸給支給日
 - 2) 期末勤勉手当支給日（3月期末手当支給日を除く。以下同じ。）
 - 3) 俸給支給日及び期末勤勉手当支給日
（契約金融機関等）
- 第9 学長は、財形年金貯蓄関係事務を円滑に行うため、職員が新たに財形年金貯蓄契約を締結することができる金融機関等（以下「契約金融機関」という。）を指定するものとする。
- 2 前項による契約金融機関は、文部省における財形年金貯蓄を取り扱う金融機関等（以下「共通貯蓄取扱機関」という。）のうちから別記1のとおり指定し、それ以外の金融機関等から別記2のとおり指定するものとする。
 - 3 学長は、他の機関から異動してきた職員が共通貯蓄取扱機関と財形年金貯蓄契約を締結している者である場合には、当該職員について財形年金貯蓄契約の継続ができるように措置しなければならない。
 - 4 学長は、契約金融機関に対し、財形年金貯蓄の実施又は運営に関し必要な協力を求めるものとする。
 - 5 契約金融機関の指定は、おおむね5年ごとに更新するものとする。
（幹事金融機関等の選定及び協力）
- 第10 学長は、財形年金貯蓄関係事務を円滑に行うため、契約金融機関と人事課及び経理課との連絡調整を行う金融機関（以下「幹事金融機関」という。）を選定する。
- 2 幹事金融機関に対しては、次に掲げる事務に関し協力を求めるものとする。
 - (1) 財形年金貯蓄に係る給与からの控除預入等を行うための明細書（以下「控除額明細書」という。）について、人事課又は経理課と契約金融機関との相互間における送付の取次ぎを行うこと。
 - (2) 経理課から預入等の総額を受け取り、速やかに契約金融機関へ振り込むこと。
 - (3) その他必要な書類の送付、連絡事項等の伝達を行うこと。（預貯金等の預入）
- 第11 人事課は、控除額明細書を契約金融機関の協力を得て作成し、預入等を行う日の15日前までに経理課へ通知するものとする。
- 2 人事課は、控除額明細書を預入等を行う日の5営業日前までに幹事金融機関を経由して、契約金融機関へ送付するものとする。

- 3 経理課は、控除額明細書に基づいて財形年金貯蓄契約を締結している職員の給与から預入等の相当額を控除し、これを幹事金融機関を経由して、契約金融機関へ払い込むものとする。
（非課税関係事務）
- 第12 第5に定めるところにより、特別財産形成非課税貯蓄申告書が提出され、非課税の適用を受けることとなる場合は、財産形成貯蓄非課税申告書の額と合わせ、500万円以内であることを人事課は確認しなければならない。
（財形年金貯蓄記録簿）
- 第13 人事課は、財形年金貯蓄の状況を把握するため、契約者別に財形年金貯蓄記録簿（別紙様式3）を作成し、管理するものとする。
（財形年金貯蓄の契約内容の変更）
- 第14 財形年金貯蓄に係る積立額、積立期間又は積立日（預入等の日）その他重要な約定事項の変更は、原則として年1回とし、10月1日から10月11日までに行うものとする。
- 2 人事課は、前項の規定により定めた期間以外の時期に契約者から財形年金貯蓄契約の内容の変更について申出があった場合において、当該変更の目的が要件違反となる事実が生じることを避けるためであると認められるときは、前項の規定にかかわらず、これを受け付けるものとする。
 - 3 人事課は、財形年金貯蓄契約の内容の変更の申出を受理した場合には、財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載するものとする。
 - 4 第5、第7及び第8の規定は、財形年金貯蓄契約の内容等の変更の場合に準用する。
（財形年金貯蓄の解約）
- 第15 契約者が在職中に財形年金貯蓄を解約（残高の全部又は一部を払い出す場合を含む。）しようとするときは、契約金融機関の所定の財形年金貯蓄の解約に関する申込書（以下「解約申込書」という。）を作成の上、部局担当係を経由して人事課に提出するものとし、部局担当係はその際マークカードを作成し併せて提出するものとする。
- 2 人事課は、前項の規定による解約申込書等を受理したときは、財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載し、速やかに幹事金融機関を経由して契約金融機関に送付するとともに、経理課にその旨を通知するものとする。
（預貯金等の残高報告）

第16 人事課は、契約金融機関に毎年2回特定の時期に預貯金等の残高報告書を作成させ、財形年金貯蓄契約を締結している職員に送付させるものとする。

2 人事課は、契約金融機関に財産形成貯蓄実施状況調査報告書(別紙様式4)により3月末及び9月末現在の残高をそれぞれ4月末及び10月末までに提出させるものとする。

(人事異動の場合の取扱い)

第17 人事課は、共通貯蓄取扱機関に係る契約者が他の機関に異動した場合には、当該契約者の財形年金貯蓄に関する書類を異動先の機関に速やかに送付するものとする。

2 人事課は、契約者が他の機関に異動した場合(前項に規定する場合を除く。)であって、当該契約者に係る財形年金貯蓄契約の継続が可能であるときは、当該契約者の財形年金貯蓄に関する書類を異動先の機関に速やかに送付するものとする。

3 人事課は、前2項の規定により財形年金貯蓄に関する書類を送付した場合には、当該書類の写しを保管しておくものとする。

4 人事課は、他の機関から異動してきた職員について財形年金貯蓄契約の継続を措置することができる場合には、異動前の機関から当該職員の財形年金貯蓄に関する書類の送付を受けるものとする。

5 人事課は、契約者について異動があったときは、その旨を経理課及び幹事金融機関を経由して、契約金融機関に通知するものとする。

(積立期間の満了の通知等及び財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書の提出)

第18 人事課は、契約金融機関から幹事金融機関を経由して、契約者についての積立期間の満了の通知書を受領したときは、財形年金貯蓄記録簿に所要の事項を記載し、当該通知書を速やかに契約者に交付するものとする。

2 前項の通知書の交付を受けた契約者は、当該積立期間の満了の日から2か月以内に財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を人事課に提出し、人事課はこれを幹事金融機関を経由して契約金融機関に提出するものとする。

(書類の保存)

第19 人事課は、積立期間満了の日の属する年の翌年から5年間、財形年金貯蓄記録簿その他財形年金貯蓄に関する書類を保存するものとする。

(その他)

第20 この要項に定めるもののほか財形年金貯蓄関係事務に関し、必要な事項は学長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、昭和59年8月20日から実施する。
- 2 昭和59年度に限り第7中「10月1日から10月11日まで」とあるのは「9月10日から9月20日まで」と、「11月俸給支給日又は12月期末勤勉手当支給日」とあるのは「10月俸給支給日又は12月期末勤勉手当支給日」とそれぞれ読み替えるものとする。

別記1, 別記2, 別紙様式1, 別紙様式2, 別紙様式3, 別紙様式4……………(省略)

—職員会館の宿泊の御案内—

- ◎利用日……土・日曜日及び祝日も利用できます!!
- ◎申し込み……利用日の2日前までに!!
- ◎門限時刻…午後10時………御協力を………!!

学 事

科学研究費補助金資料

昭和59年度の予算額、配分方針、審査方針等について次のとおりまとめてみましたので、今後の参考にし

てください。

(文部省科学研究費補助金採択課題一覧から抜すい)

I. 昭和59年度科学研究費補助金予算額

(金額単位：千円)

種 目	昭和59年度 予 算 額	昭和58年度 当初予算額	対前年度 比較増△減
科 学 研 究 費	39,380,000	38,380,000	1,000,000
特別推進研究	2,300,000	2,000,000	300,000
がん特別研究	2,070,000	2,070,000	0
自然災害特別研究	530,000	530,000	0
環境科学特別研究	950,000	950,000	0
エネルギー特別研究	2,100,000	2,100,000	0
特 定 研 究	5,270,000	4,770,000	500,000
総合研究 (A)	2,530,000	2,530,000	0
” (B)	180,000	180,000	0
一般研究 (A)	3,910,000	3,910,000	0
” (B)	5,460,000	5,460,000	0
” (C)	4,520,000	4,520,000	0
奨励研究 (A)	3,330,000	3,230,000	100,000
” (B)	90,000	90,000	0
試験研究	3,015,000	3,015,000	0
海外学術調査	1,225,000	1,125,000	100,000
特別研究促進費	1,900,000	1,900,000	0
研究成果刊行費	780,000	780,000	0
学術定期刊行物	448,000	448,000	0
学 術 図 書	220,000	220,000	0
二次刊行物等	112,000	112,000	0
特 定 奨 励 費	340,000	340,000	0
合 計	40,500,000	39,500,000	1,000,000

II. 昭和59年度科学研究費補助金の配分基本方針

(学術審議会科学研究費分科会審査部会決定)

昭和59年度科学研究費補助金の配分は、昭和59年2月6日付け「昭和59年度科学研究費補助金の配分について」の諮問における配分に当たっての基本的考え方に基づくほか、この基本方針によるものとする。

1. 全種目共通事項

(1) 研究課題及び成果刊行は、各研究種目の目的・性格に即し、我が国の学術の現状に即して重要なものにつき重点的に選定する。特に、研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学会への貢献度等を考慮するとともに当該研究者の従来の研究成果をも厳正に評価し、研究成果の期待できるものを選定するように配慮する。

なお、その際新しい学問分野の開拓及び進展についても十分配慮するものとする。

(2) 採択した研究課題及び成果刊行に対しては、その研究又は刊行の内容に対応する必要な額を配分するものとする。

(3) 研究及び刊行計画の遂行上、同一課題の継続を認める種目については、次年度以降における継続分と新規採択分との調和が保たれるように採択計画をたてるものとする。

2. 種目別事項

(1) 特別研究、特定研究については、公募方式による研究についても十分配慮することとする。

(2) 二段審査を行う研究種目の取り扱い。

① 総合研究(A)・(B), 一般研究(A, B, C)及び奨励研究(A)について

ア 各小委員会への研究費の配分は、人文、社会、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに学術研究の実態に適合するよう、次の方針に基づき別添昭和59年度科学研究費補助金配分方式によるものとする。

(ア) 総合研究(A)

㊦ 前年度に継続を予定した継続分の枠として、前年度配分額 $1/2$ の額をあらかじめ設けておく。

㊧ 各研究種目の本年度配分額から上記の継続分の額を除いた分については、前年度配分額の実績、本年度申請研究経費及び本年度申請研究課題数の各要素をそれぞれ 6 : 2 : 2 の比重で勘案して配分する。

(イ) 総合研究(B)

各専門分野への研究費の配分枠については、あらかじめこれを設けないこととし、各分野別小委員会の審査結果を踏まえ、運営小委員会において調整決定する。

(ウ) 一般研究(A, B, C)

㊦ 前年度に継続を予定した継続分の枠として、前年度配分額の $1/3$ の額をあらかじめ設けておく。

㊧ 各研究種目の本年度配分額から上記の継続分の額を除いた分については、前年度配分額の実績、本年度申請研究経費及び本年度申請研究課題数の各要素をそれぞれ 6 : 2 : 2 の比重で勘案して配分する。

(エ) 奨励研究(A)

本年度配分額につき前年度配分額の実績、本年度申請研究経費及び本年度申請研究課題数の各要素をそれぞれ 8 : 1 : 1 の比重で勘案して配分する。

イ 下記に掲げる事項につき、450,000千円の範囲内で第2段審査における調整を行う。

(ア) 専門分野を通じて採択率及び充足率の均衡を図るための調整

(イ) 格段に優れている研究課題が極めて高額な研究経費を要するため、これを採択する場合に定められた配分額では当該分野内における採択計画に著しく支障を生ずる場合による調

整

(ウ) 優れた先駆的又は萌芽的研究に係る採択計画の調整

(エ) 人文・社会科学の研究の振興のための調整

(オ) その他調整の必要が認められる事項

② 試験研究について

ア 各専門分野への研究費の配分枠については、あらかじめこれを設けないこととし、第二段審査における各分野別小委員会の審査結果を踏まえ、運営小委員会において調整決定する。

イ 前年度に継続を予定した継続分の枠として、前年度配分額の $1/3$ の額をあらかじめ設けておく。

3. 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

昭和59年度科学研究費補助金配分方式

(注) 要素：
$$\left\{ \begin{array}{l} A = \text{前年度配分額} \\ B = \text{本年度配分額} \\ a = \text{前年度配分率} \\ b = \text{申請研究経費比率} \\ c = \text{申請研究課題数比率} \end{array} \right.$$

1. 総合研究(A)

$$\frac{A \text{の専門分野別配分額}}{2} + \left(B - \frac{A}{2}\right) \times \frac{6a + 2b + 2c}{10}$$

2. 一般研究(A, B, C)

$$\frac{A \text{の専門分野別配分額}}{3} + \left(B - \frac{A}{3}\right) \times \frac{6a + 2b + 2c}{10}$$

3. 奨励研究(A)

$$B \times \frac{8a + 1b + 1c}{10}$$

研究種目別・専門分野別研究費配分子定額

1. 総合研究(A)

専	門	配分子定額 (千円)
文	学	458,700
法	学	53,600
経	済 学	97,800
理	学	416,000
工	学	409,400
農	学	235,800
医	学	396,200
複	合 領 域	279,600
広	領 域	182,900
計		2,530,000

2. 総合研究(B)

配分子定額(千円)	180,000
-----------	---------

3. 一般研究(A)

専 門	配分子定額(千円)
人 文 系	166,700
物 理 系	1,188,900
化 学 系	654,100
生 物 系	1,729,900
広 領 域	170,400
計	3,910,000

4. 一般研究(B)

専 門	配分子定額(千円)
人 文 系	341,800
物 理 系	1,454,200
化 学 系	893,400
生 物 系	2,628,300
広 領 域	142,300
計	5,460,000

5. 一般研究(C)

専 門	配分子定額(千円)
文 学	263,300
法 学	31,500
経 済 学	62,600
理 学	761,600
工 学	1,037,600
農 学	499,200
医 学	1,525,400
複 合 領 域	338,800
計	4,520,000

6. 奨励研究(A)

専 門	配分子定額(千円)
文 学	203,100
法 学	26,600
経 済 学	43,300
理 学	376,300
工 学	706,000
農 学	229,800
医 学	1,501,800
複 合 領 域	243,100
計	3,330,000

7. 試験研究

配分子定額(千円)	3,015,000
-----------	-----------

参 考

文部大臣から学術審議会に対し「昭和59年度科学研究費補助金の配分について」により諮問した際「配分に当たっての基本的事項」として示された事項

1. 配分に当たっての基本的考え方(別紙)
2. 昭和59年度科学研究費の研究計画調書及び同目録
3. 昭和59年度研究成果刊行費の計画調書及び同一覧

《別 紙》

配分に当たっての基本的考え方

1. 昭和59年度科学研究費補助金(科学研究費及び研究成果刊行費)の予算の範囲内において配分すること。
2. 科学研究費のうち、総合研究(A)・(B)、一般研究、奨励研究(A)及び試験研究にあっては、書面による第1段審査と合議による第2段審査の二段審査とすること。
3. 種目別配分審査の考え方
 - (1) 科学研究費
 - ① 特別推進研究
 - ア 国際的に高い評価を得ている研究であって、それをより一層促進するために特に多額の研究費を必要とするものについて、重点的に研究費を交付することにより、格段に優れた研究成果が期待されるものであって、1人又は比較的少人数の研究者で組織する研究課題を選定する。
 - イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3～5カ年とし、その年限内に研究が一応終了するように配慮する。
 - ② がん特別研究
 - ア がん制圧に関する社会の強い要望に応え、がんの予防、診断、治療を確立するために必要ながんの基礎的研究を集中的に推進することを目的とするもので、特にがんの予防を対象とする発がん物質及び発がん機構の解析、がんの診断を対象とするがんの生物学並びにがん細胞の本態に関する研究及び制がんに関する基礎的研究に重点をおき、

年次的、計画的かつ集中的研究計画のもとに優れた成果があがるようなものを選定する。

イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するように配慮する。

③ 自然災害特別研究

ア 災害対策等の社会的要請にかんがみ、自然災害の実態を究明し、その予防、軽減策を確立するため、防災工学、地球科学等に限らず関連諸領域の研究を総合した基礎的研究を重点的かつ集中的に推進することを目的とするもので、特に異常自然現象の最大規模、極値、災害の素因、誘因の予知と制御、各種の防災機能の破壊限界、災害拡大のメカニズム、災害の防止・軽減システム、環境の変化に伴う自然災害の予測、特定地域の自然災害の予測及び都市震外対策の研究に重点をおき、年次的、計画的かつ集中的研究計画のもとに優れた成果があがるようなものを選定する。

イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するよう配慮する。

④ 環境科学特別研究

ア 人間活動が人間をとりまく環境に及ぼす影響と、それが更に人間の福祉、健康、ひいては生存にどうはねかえってくるかの問題について、全地球的ないし地域的な規模で、その基礎的研究を集中的に推進することを目的とするものであり、環境現象の動態の究明、環境悪化が人間に対して与える影響の解明、環境の保全ないし改善のための技術的手法の開発（環境改善技術）、環境保全の理念及び制度若しくは仕組みとしての保全手法の研究、環境における物質の挙動に関する情報の計測とデータ処理手法の研究等に重点をおき、年次的、計画的かつ集中的研究計画のもとに優れた成果があがるようなものを選定する。

イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するように配慮する。

⑤ エネルギー特別研究

ア エネルギー特別研究（エネルギー）

(ア) エネルギー問題に関する社会的要請にかんが

み、エネルギーに関する社会的・経済的諸問題の研究、新エネルギーの開発に関する基礎研究及びエネルギーの有効利用に関する基礎的研究を集中的に推進することを目的とするもので、エネルギーに関する社会的・経済的諸問題、石炭の変換利用、化学的エネルギー、太陽光による光合成、生物エネルギー、自然エネルギー、トリウム燃料、海水中ウラン採取、熱エネルギーの高効率利用、電気エネルギーの有効利用、生物資源にかかわるエネルギー利用の高効率化、化学プロセスにおけるエネルギーの有効利用に関する研究に重点をおき、年次的、計画的かつ集中的研究計画のもとに優れた成果があがるようなものを選定する。

(イ) 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するように配慮する。

イ エネルギー特別研究（核融合）

(ア) 長期的エネルギー資源の確保に関する社会的要請にかんがみ、核融合エネルギーの制御・利用について広範な関連分野における学術研究を集中的に推進することを目的とするもので、炉材料及びプラズマ壁相互作用、トリチウム理工学及び生物影響、炉心制御の基礎、超電導マグネットの開発、核融合ブランケット工学及び核融合炉設計と評価等の研究に重点をおき、計画的かつ集中的研究計画のもとに優れた成果があがるようなものを選定する。

(イ) 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するように配慮する。

⑥ 特 定 研 究

ア その研究領域が学術的又は社会的要請の強いものとして特に定められたことにかんがみ、当該領域の基礎的研究を年次的に推進し、その領域の研究を画期的に発展させるために貢献する研究課題を選定し、それぞれの研究領域の研究目的が有効に達成されるよう配慮するものとする。

イ 各研究領域の研究期間は3カ年であることにかんがみ、研究計画の遂行上同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、当該研究領域の限度年限内に研究が終了するように配慮

する。

⑦ 総合研究(A)

ア 一研究機関を越えて広く異なる機関に所属する研究者が、共同して緊密な連絡のもとに行う焦点のしぼられた具体的な研究であって特に研究組織が研究者個々の単なる集合体ではなく、有機的協力性がある共同研究で研究の進め方が着実で必要研究費が合理的であるとともに、成果の学界への高い貢献度が明確に示されるような研究計画であるものを選定する。

イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一応終了するように配慮する。

⑧ 総合研究(B)

ア 1研究機関を越えて広く異なる機関に所属する研究者が研究連絡を主目的とするもので、次の各項のいずれかに該当するものを選定する。

(ア) 「特定研究」や国際協力研究等のように、実施前に研究計画の検討を必要とするもの。

(イ) 境界領域あるいは新しい学問分野等の研究で具体的な目的をもつ研究集会等によって研究連絡を特に必要とするもの。

(ウ) その他学術振興上特に研究連絡の必要性が認められるもの。

イ 研究期間は1年とする。

⑨ 一般研究

ア 同一の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究又は1人で行う研究であって、特色ある研究を格段に進展させるような研究課題を設定する。特に焦点のしぼられた具体的な目的と独創的な研究内容を持ち、研究の進め方が着実で研究経費が合理的であり、かつ研究成果の学界への高い貢献度などが明確に示されるような研究計画であるものを選定する。

なお、研究代表者と異なる機関に所属する研究者が研究分担者として一部協力する場合であっても、その数が1名であり、かつ、研究費全額について、その管理を研究代表者の所属する研究機関において行う場合は、一般研究として取り扱うものとする。

イ 研究計画の遂行上、同一課題を次年度以降も継続して研究を行う必要がある場合は、その継続期間は3カ年以内とし、その限度年限内に研究が一

応終了するように配慮する。

⑩ 奨励研究(A)

ア 研究機関に所属する37才以下の若い研究者(昭和22年4月1日以降に生まれた者)が1人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想をもつ研究課題を選定する。

イ 研究期間は1年とする。

⑪ 奨励研究(B)

ア 小・中・高等学校の教職員、その他研究機関に所属しない研究者の行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題を選定する。

イ 特に研究者の研究実績・研究遂行の熱意等を考慮し、研究計画に具体性のあるものとする。

ウ 研究期間は1年とする。

⑫ 試験研究

ア 同一の研究課題について研究者が通常数人で共同して行う研究であって、基礎となる研究成果の累積を踏まえて、更に研究を進展させることにより、研究の成果が実用に移される可能性をもつ試験的・応用的な研究課題を選定する。

イ 対象となる研究の例としては、次のようなものが考えられる。

(ア) 新しい材料(医薬品、実験動物、医用材料を含む)、新しい手法等の開発に関する研究

(イ) 新しい高性能の機器(研究機器を含む)の試作研究

(ウ) 新しいシステムないしソフトウェアの開発に関する研究

(エ) その他

ウ 研究計画については、試験研究の趣旨が十分生かされるような規模の計画であること、また、民間等の研究者の参加・協力(例えば、研究分担者)を得て、有効適切な研究組織の編成を図られていることが望ましい。

エ 研究期間は3年を限度とし、次年度以降の継続を必要とする研究課題については、2年又は3年の間に研究が一応終了するような研究計画が立てられていること。

⑬ 海外学術調査

ア 現地調査

(ア) 野外調査等海外における調査研究であって、学術上の目的をもち、具体的計画のもとに優れた成果の期待できるものを選定する。

(イ) その研究組織が主体となって調査研究を行うものとする。

イ 調査総括

野外調査等を実施した後、更に国内においてこの調査結果の総合的な研究を行い、優れた成果が期待できるものを選定する。

⑭ 特別研究促進費

- ア 研究助成に関する新構想の実験的試行を行う。
- イ 緊急かつ重要な研究課題の発生に対応して研究費の配分を行う。
- ウ その他研究費の配分に関し必要な調整を行う。

(2) 研究成果刊行費

研究成果刊行費は、重要な学術研究の成果及び学術資料の作成を援助することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とする経費であって、研究者等が計画する刊行、翻訳等の事業のうち、特に重要なものを取

り上げ刊行経費等を配分し、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものである。

① 学術定期刊行物

我が国の代表的な学会等が、定期的に刊行する欧文誌又は欧文抄録を有する和文誌で、学術的価値が高いものを選定する。

② 学 術 図 書

個人又は学会等が、学術研究の成果を発表するために刊行しようとする学術図書で、学術的価値が高いものを選定する。

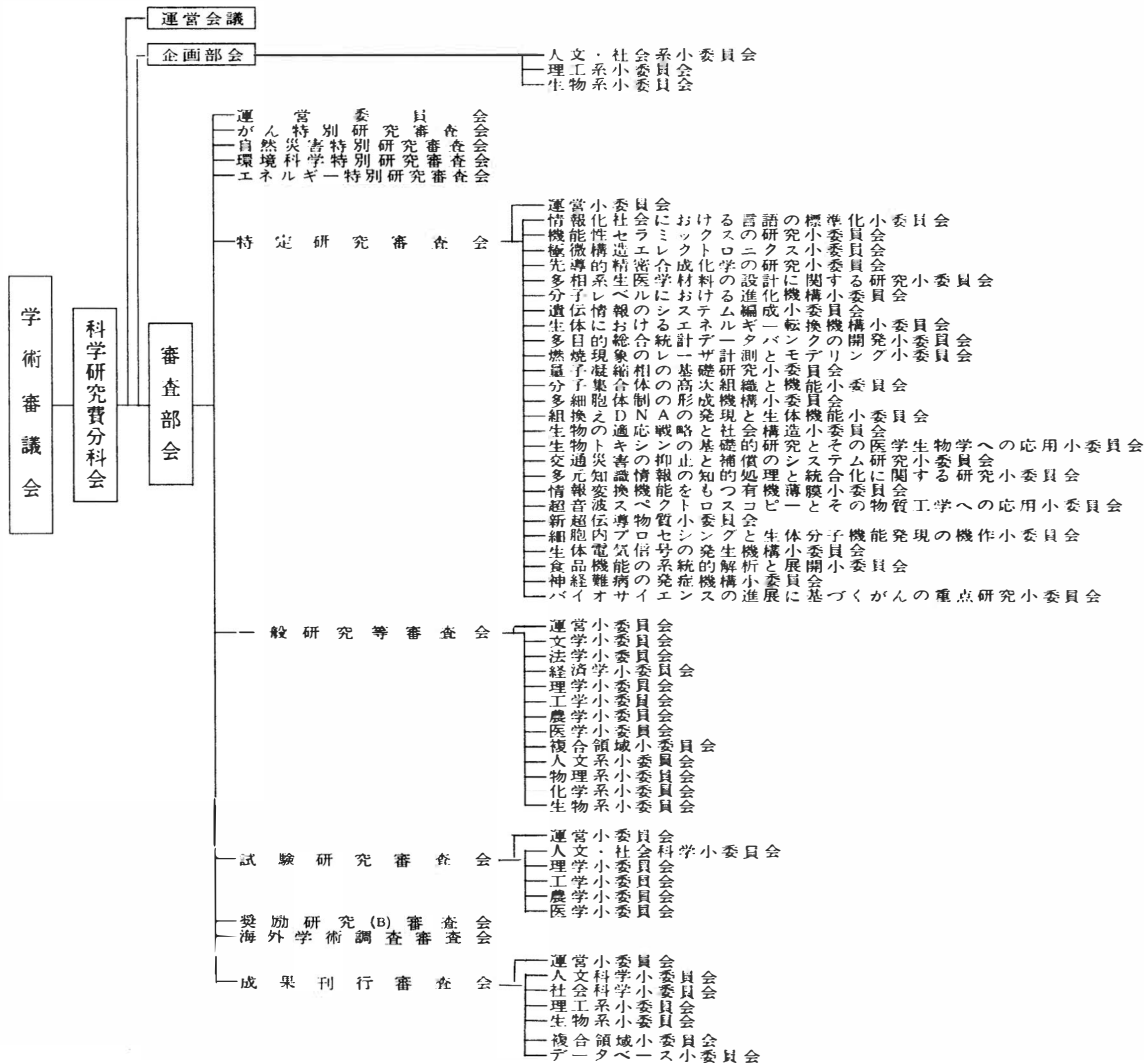
③ 二次刊行物等

個人又は学会等が、学術情報・資料の利用の円滑化を図ることを目的に作成するもので、利用価値の高いものを選定する。

なお、①、②、③いずれの場合も、特に学術の国際交流に重要な役割を果たすことが期待されるものに重点をおく。

Ⅲ. 昭和59年度科学研究費補助金の配分審査の機構

1. 審査会の機構



2. 審査会の日程

- (1) 運営会議
2月16日 (木)
- (2) 運営委員会
2月17日 (金)
- (3) がん特別研究審査会
2月23日 (木)
3月8日 (木)
3月15日 (木)
- (4) 自然災害特別研究審査会
3月12日 (月)
3月13日 (火)
- (5) 環境科学特別研究審査会
2月23日 (木)
2月24日 (金)
- (6) エネルギー特別研究審査会
(エネルギー)
2月29日 (水)
3月1日 (木)
(核 融 合)
3月16日 (金)
3月17日 (土)
- (7) 特定研究審査会

月日(曜)	小委員会名
2月17日(金)	運営小委員会
3月8日(木)	情報化社会における言語の標準化
2月28日(火)	機能性セラミックスの研究
2月21日(火)	極微構造エレクトロニクス
3月1日(木)	先導的精密合成化学の研究
3月6日(火)	多相系生医学材料の設計に関する研究
2月29日(水)	分子レベルにおける進化機構
3月2日(金)	遺伝情報のシステム編成
2月21日(火)	生体におけるエネルギー転換機構
2月27日(月)	多目的総合統計データバンクの開発
2月29日(水)	燃焼現象のレーザ計測とモデリング
3月9日(金)	量子凝縮相の基礎研究
3月6日(火)	分子集合体の高次組織と機能
2月27日(月)	多細胞体制の形成機構
3月9日(金)	組換えDNAの発現と生体機能
3月14日(水)	生物の適応戦略と社会構造
2月28日(火)	生物トキシンの基礎的研究とその医学生物学への応用
3月14日(水)	交通災害の抑止と補償のシステム研究
3月19日(月)	多元知識情報の知的処理と統合化に関する研究

3月14日(水)	情報変換機能をもつ有機薄膜
3月16日(金)	超音波スペクトロスコピーとその物質工学への応用
2月21日(火)	新超伝導物質
2月28日(火)	細胞内プロセッシングと生体分子機能発現の機作
3月9日(金)	生体電気信号の発生機構
3月2日(金)	食品機能の系統的解析と展開
3月1日(木)	神経難病の発症機構
4月23日(月)	バイオサイエンスの進展に基づくがんの重点研究
4月24日(火)	

- (8) 一般研究等審査会
 - ① 第1段審査(書面審査)
2月22日(水)～3月15日(木)
 - ② 第2段審査(合議審査)

月日(曜)	小委員会名
2月16日(木)	運営小委員会
4月19日(木)	
4月9日(月)	人文系・物理系・化学系・生物系
4月10日(火)	
4月11日(水)	法学(11日のみ), 経済学(12日のみ) 理学・工学・農学
4月12日(木)	
4月13日(金)	文学・医学・複合領域
4月14日(土)	

- (9) 試験研究審査会
 - ① 第1段審査(書面審査)
2月22日(水)～3月15日(木)
 - ② 第2段審査(合議審査)

月日(曜)	小委員会名
2月17日(金)	運営小委員会
4月25日(木)	
4月16日(月)	人文・社会科学
4月17日(火)	農学・医学
4月18日(水)	
4月20日(金)	理学・工学
4月21日(土)	

- (10) 奨励研究(B)審査会
4月6日 (金)
- (11) 海外学術調査審査会

月 日(曜)	備 考
昭和58年8月2日(火)	現 地 調 査
昭和59年4月13日(金)	調 査 総 括
昭和59年7月(未定)	が ん 特 別 調 査

(12) 成果刊行審査会

月日(曜日)	小委員会名
4月23日(月)	運営小委員会 人文科学小委員会 社会科学小委員会 理工系小委員会 生物系小委員会 複合領域小委員会 データベース小委員会
4月24日(火)	運営小委員会

3. 審査方針

(1) がん特別研究審査方針

がん特別研究の審査は、別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

- ① 昭和59年度科学研究費補助金公募要領（がん特別研究）の趣旨に従い、その基礎的研究を年次的・計画的にしかも集中的に発展するように配慮する。
- ② 計画研究方式により推進をはかっている研究計画については、当該計画の達成の可能性について十分配慮するものとする。
- ③ 研究が終了したのち、研究報告が発表されるような研究課題を選定する。
- ④ 課題の選定に当たっては対がん10カ年特定研究及び厚生省がん関係経費との関連を十分配慮する。
- ⑤ 学術上重要な研究であっても、上記ア、ウ、エからみて不適当なものは採択しない。
- ⑥ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(2) 自然災害特別研究審査方針

自然災害特別研究の審査は、別に定める基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

- ① 昭和59年度科学研究費補助金公募要領（自然災害特別研究）の趣旨に従い、その基礎的研究を年次的・計画的にしかも集中的に発展するように配慮する。
- ② 計画研究方式により推進をはかっている研究計画については、当該計画の達成について十分配慮するものとする。
- ③ 研究が終了したのち、研究報告が発表されるような研究課題を選定する。
- ④ 学術上重要な研究であっても、上記ア、ウ、

らみて不適当なものは採択しない。

- ⑤ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(3) 環境科学特別研究審査方針

環境科学特別研究の審査は、別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

- ① 昭和59年度科学研究費補助金公募要領（環境科学特別研究）の趣旨に従い、その基礎的研究を年次的・計画的にしかも集中的に発展するように配慮する。
- ② 計画研究方式による推進を図っている研究計画については、当該計画の達成について十分配慮するものとする。
- ③ 研究が終了したのち、研究報告が発表されるような研究課題を選定する。
- ④ 学術上重要な研究であっても、上記ア、ウ、エからみて不適当なものは採択しない。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(4) エネルギー特別研究（エネルギー）審査方針

エネルギー特別研究（エネルギー）の審査は、別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

- ① 昭和59年度科学研究費補助金公募要領（エネルギー特別研究（エネルギー））の趣旨に従い、その基礎的研究を年次的・計画的にしかも集中的に発展するように配慮する。
- ② 計画研究方式による推進を図っている研究計画については、当該計画の達成について十分配慮するものとする。
- ③ 研究が終了したのち、研究報告が発表されるような研究課題を選定する。
- ④ 学術上重要な研究であっても、上記ア、ウ、エからみて不適当なものは採択しない。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(5) エネルギー特別研究（核融合）審査方針

エネルギー特別研究（核融合）の審査は別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

- ① 昭和59年度科学研究費補助金公募要領（エネルギー特別研究（核融合））の趣旨に従いその基礎的研究を年次的・計画的にしかも集中的に発

展するように配慮する。

② 計画研究方式による推進を図っている研究計画については、当該計画の達成について十分配慮するものとする。

③ 研究が終了したのち、研究報告が発表されるような研究課題を選定する。ただし、研究分野によっては、当該研究の遂行によって事後の研究の進展に貢献するような基盤的研究も重視するものとする。

④ 学術上重要な研究であっても、上記ア、ウからみて不適当なものは採択しない。

⑤ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(6) 特定研究審査方針

特定研究の審査は、別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

① その領域が選定された最初の年から当該領域の限度年限内に研究が終了するように配慮する。

② 計画研究方式により推進がはかられている研究計画については、当該計画の達成の可能性についてじゅうぶん配慮するものとする。

③ 研究が終了したのち研究報告が発表されるような研究課題を選定する。

④ 学術上重要なものであっても、上記ア及びウからみて不適当なものは採択しない。

⑤ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(7) 総合研究(A)・(B)、一般研究(A)・(B)・(C)及び奨励研究(A)審査方針

(学術審議会科学研究費分科会審査部会一般研究等運営小委員会決定)

総合研究(A)、(B)、一般研究(A)、(B)、(C)及び奨励研究(A)の各研究種目に係る審査は、別に定める配分基本方針に基づくほか、この審査方針によるものとする。

① 審査機構

第1段審査は、個々の研究計画調書について専門的見地から書面により審査する。

第2段審査は、第1段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を果すことを主眼として、合議により審査する。

② 評点基準

第1段階における評点の基準は別に定めるところによる。

③ 各小委員会における専門分野への配分額

各小委員会における配分については、各研究種目あるいは各専門分野の内容、実態を考慮のうえ前年度配分額、本年度申請研究経費及び本年度申請研究課題数を勘案し、各小委員会で定めるものとする。

④ 継続の取扱い

次年度への継続の内約をする場合は翌年度の新規採択分を考慮し、内約する配分総額が総合研究(A)にあつては、本年度予算額の1/2を上回らないように、一般研究(A・B・C)にあつては、原則として1/3を上回らないように配慮すること。

⑤ 審査にあたって特に配慮する事項

ア 優れた先駆的又は萌芽的研究については、その育成を図るための配慮を行う。

イ 人文・社会科学の採択計画をたてるにあつては、その振興を図るため、例えば総合研究(B)を活用した適切な共同研究の組織化、その特性を活かすための一般研究(C)を中心としての研究の採択等について、適切な配慮を行う。

ウ 総合研究(A)の採択計画をたてるにあつては、高額の研究費を必要とする課題の採択もしうよう配慮する。

⑥ その他

ア 研究課題の合併及び他の研究種目又は専門分野への移し換えはしない。

イ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

(8) 試験研究審査方針

(学術審議会科学研究費分科会審査部会試験研究運営小委員会決定)

① 審査機構

ア 専門分野別に設ける5つの小委員会(人文・社会科学、理学、工学、農学及び医学)及び各小委員会の代表者によって構成する運営小委員会を設置する。

なお、複合領域及び広領域については、当該研究計画調書の内容等をもて、適宜各分野別小委員会に割振る。

イ 審査は各分野別小委員会において第1段審査の評価を参考資料とし、採択候補課題を選定のうえ、運営小委員会において総合的見地

から合議により調整，決定する。

② 審査の観点

ア 試験研究の性格・目的（同一の研究課題について研究者が通常数人で共同して行う研究であって，基礎となる研究成果の累積を踏まえて，更に研究を発展させることにより，研究の成果が実用に移される可能性をもつ試験的・応用的な研究を主な対象とする。）を十分踏まえ，試験研究にふさわしい研究課題を精選する。

イ 研究目的の明確さ，研究の独創性，学界や社会への貢献度，研究遂行の能力等を考慮して，優れた研究成果の期待できるものを選定するよう配慮する。

ウ 第1段審査における評点の基準は別に定めるところによる。

③ 研究費の配分

ア 各専門分野への研究費の配分枠については，あらかじめこれを設けないこととし，各分野別小委員会の審査結果を踏まえて運営小委員会において調整，決定する。

イ 採択した研究課題に対しては，所期の研究成果が達成できるように研究内容に対応する必要な額を配分する。

その際，多額の研究費を必要とする研究課題についても特に配慮するなど1件当たりの配分額の充実を図る。

ウ 次年度への継続を内約する場合は，翌年度における継続分と新規採択分との調和を保つため，内約する配分総額が本年度配分総額の1/2を上回らないように配慮する。

エ 技術教育振興等への貢献度についても配慮し必要な調整を行う。

④ その他

ア 研究課題の合併及び他の種目又は専門への移し換えはしない。

イ 審査は非公開とし，審査の経過は他に漏らさない。

(9) 奨励研究(B)審査方針

① 研究課題の選定に当たっては，次の点に十分配慮するものとする。

ア 教育的あるいは社会的意義を重視する。

イ 大学等の研究機関等で行われないようなものを重視する。

ウ 研究者の研究実績，研究遂行の熱意等を考慮する。

エ 特に研究計画の具体性に留意する。

オ 研究成果の期待されるものを選定する。

カ 同一研究代表者を引き続き2年以上採択することは原則として行わない。

② 必要により専門分野別等の調整を行う

(10) 海外学術調査審査方針

① 調査研究の目的及び計画が明確であり，かつ学術上の意義が高い調査研究であること。ただし，国際交流の促進に寄与し又は調査研究の円滑な実施を期するために必要な場合は，相手国研究者に対する現地における教育・訓練の実施等を含めることができるものとする。

② 既に研究成果の累積があり，この調査研究がその研究の一環として，優れた成果が期待されるものであること。なお，既存の関連研究成果等について十分検討がなされていること。

③ 調査研究の計画が具体的にたてられており，相手国関係機関及び相手国研究者との連携がとられており，相手国への入国等事前の準備が整っていること。

④ 野外調査等海外における調査研究を必要とするものであること。

⑤ 調査研究の結果を整理し，その成果が公表されるものであること及び調査研究による収集資料等の整理・保管及び適正な利用について十分配慮しているものであること。

なお，かつてこの補助金によって実施された調査研究については，当該研究成果が公表され，かつこれが高い評価を受けており，引き続いて調査研究を行うに足るものであると認められるものであること。

⑥ 原則として複数の研究者で調査研究組織が構成されるものであり，また，各構成員の間に有機的協力が認められるものであること。

⑦ この調査研究組織により主体的に実施されるものであること。

⑧ 相手国の研究者との共同研究の実施，研究成果等の相手国への還元を図るなど国際協力，国際学術交流について配慮がなされていること。

⑨ 災害発生の場合の補償について，十分対処しているものであること。

⑩ 調査研究は，昭和59年4月1日から昭和60年

3月31日までの間に着手し、終了するものであること。

- ⑩ 審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさないこと。

(11) 昭和59年度研究成果刊行費審査方針

(昭和59年4月23日成果刊行審査会運営小委員会決定)

昭和59年度の科学研究費補助金「研究成果刊行費」の審査は、昭和59年2月6日付け「昭和59年度科学研究費補助金の配分について」の諮問における配分に当たっての基本的事項及び学術審議会科学研究費分科会（審査部会運営委員会）で決定された「昭和59年度科学研究費補助金の配分基本方針」に基づくほか、この審査方針による。

① 学術定期刊行物

ア 学術定期刊行物は、次のいずれにも該当するものから選定する。

- (ア) 基礎的領域に属する学術的価値の高いもの
(イ) 学術の国際交流に重要な役割を果たしているもの

イ 次のいずれかに該当する学術定期刊行物は、採択しない。

- (ア) 全国の当該分野の研究者総数に比して、会員数が極めて少数の学会等が刊行するもの
(イ) 会員の構成が一地方もしくは特定の研究機関の関係者を中心とした学会等が刊行するもの
(ウ) 大学、研究所等の研究機関がその事業として刊行すべきもの
(エ) 初刊々行後の期間が短く、刊行実績が少ないもの
(オ) 既に欧文誌に補助金が交付されている学会等が刊行する和文誌
(カ) 国際会議の論文集
(キ) 会費納入率が80%に達しないもの
(ク) 当該誌の刊行経費が原則として当該発行団体の事業費の50%に達しないもの（ただし、2誌以上発行している場合は、この限りでない。）

ウ これまで継続して補助金を交付している学術定期刊行物については、前年度補助金を交付していない新規の刊行物と比較し、継続して補助する必要があるかどうか、毎年見直すこととする。

エ 特定欧文誌（特に高い率の補助を行うもの）は、既に補助金が交付されている欧文誌のうち、当該分野の代表的学術誌で国際的にも高く評価され、将来とも発展性のあるもので、かつ次に掲げる条件のすべてを満たすものから選定する。

- (ア) 年4回以上発行しているもの
(イ) 原則として、1回の発行部数が1,000部以上であるもの
(ウ) 原則として、年間総ページ数が500ページ以上であるもの
(エ) 原則として、500部以上又は発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

② 学術図書

ア 一般学術図書（国際会議の論文集を含む）は、次のいずれかに該当するものから選定し、特定学術図書は、次のいずれにも該当するものから選定する。

- (ア) 学術的価値が高いもの（特に独創的又は先駆的なもの）
(イ) 学術の国際交流に重要な役割を果たすもの

イ 次のいずれかに該当するものは、審査に際して考慮する。

- (ア) 科学研究費の研究成果
(イ) 前年度に採択されたものと同一体系のもの
(ウ) 前年度に採択されたが、止むを得ない理由により期限内の完了が困難となったため補助金交付を辞退したもの

ウ 補助金を必要とする同一体系の図書が4巻以上ある「継続図書」のうち、新規申請分については、特に慎重に審査する。これまでに「継続図書」として採択され、補助金が交付されたことがある図書については、原則としてその全体系が完成されるよう考慮する。ただし、継続して補助する必要があるかどうかは、毎年見直すこととする。

エ 次のいずれかに該当するものは採択しない。

- (ア) 学術研究の成果とはいいがたいもの
(イ) 十分市販性があると考えられるもの
(ウ) 既に類似の成果が刊行されているもの
(エ) 既に学会誌等を通じて公表されている論文又は資料を単に、集成・られつ若しくは翻訳・紹介したもの（特定学術図書は除く。）
(オ) 大学、研究所等の研究機関がその事業として刊行すべきもの

③ 二次刊行物

ア 二次刊行物は、次のいずれにも該当するものから選定する。

(ア) 当該専門分野の学術情報・資料の円滑な利用に有効なもの

(イ) 一定の編集方針に基づいてよく分類・整理されているもの

イ 次のいずれかに該当するものは採択しない。

(ア) 既に類似の成果が刊行されているもの

(イ) 大学、研究所等の研究機関がその事業として刊行すべきもの

(ウ) 定期的に刊行するもので次に掲げるもの
初刊々行後の期間が短く、刊行実績が少ないもの

④ データベース

データベースは、次の条件をすべて満たすものから選定する。

ア 次のいずれかの分野に属するもの

(ア) 我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野

(イ) 国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野

(ウ) 国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同種のデータベースが存在しない分野

イ データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの

ウ 当該データベースにより、相当数の利用者に対し、広く情報提供サービスを行う方策が確立しているもの

エ 学（協）会、研究者グループ等が作成するもので、市販性に乏しいもの、ただし、大学、研究所等の特定の研究機関がその事業として作成すべきものは除く

オ データ容量、所要経費が相当量（額）以上であるもの

⑤ その他

審査は非公開とし、審査の経過は他に漏らさない。

4. 第1段審査における評点の基準

（学術審議会科学研究費分科会審査部会決定）

(1) 評点の要素

課題に評点を付するに当たっては、次に示す評点要素に着目しつつ、総合的に判断の上行うものとする（したがって、個々の要素ごとに評点を付するものではない）。

この際、各研究種目ごとの目的・性格に照らし、研究目的の明確さ、研究の独創性、学界への貢献度、研究者の研究遂行の能力等の各要素を十分考慮して研究成果の期待できるものが選定されるよう配慮する。

なお、ここにいう「研究成果の期待できる」とは、確定的な結果に達することが期待できるものとは異なり、それに達する過程において地固めとしての意義が認められるようなものも含む。

① 一般研究

ア 研究目的の明確さ

研究目的は広い領域を包括するようなばくぜんとしたものではなく、具体的な目標に焦点がしばられ、問題意識は明確であるか。

イ 研究計画の妥当性

研究計画は十分に練られており、上記Aの目的を達成するために適切であるか。また、研究者が複数の場合は、それぞれの役割分担が目的の解決に集中されているか。

ウ 学界への貢献度

その研究成果が学術の進展に貢献する程度はどうか。

エ 独創性

研究目的、研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。

オ 研究遂行の能力

研究者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

カ 申請研究費の合理性

申請研究経費の内容は、妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。

キ 申請機器等の当該研究課題に対する必要性

購入を計画している機器・図書類は研究計画に必要欠くべからざるものであるか。

② 総合研究(A)

ア 研究目的の明確さ

研究目的は広い領域を包括するようなばくぜんとしたものではなく、具体的な目標が明確に設定

されているか。

イ 研究計画の妥当性

研究計画は十分練られており、上記Aの目的を達成するために適切であるか、かつ研究者の役割分担がその目的の解決に集中されているか。

ウ 学界への貢献度

その研究成果が学術の進展に貢献する程度はどうか。

エ 独 創 性

研究目的、研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。

オ 研究遂行の能力

研究者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

カ 申請研究費の合理性

申請研究経費の内容は、妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。

キ 組織の有機的協力の可能性

研究組織が研究者個々の単なる集合体ではなく、有機的協力性のある組織であるか。

③ 総合研究(B)

ア 研究目的の明確さ

研究目的が、総合研究(B)としての要請事項に該当しているか。

また、その目的は、ばくぜんとしたものではなく、かつ研究連絡の計画・方法が目的の解決に集中されているか。

イ 申請研究費の合理性

申請研究経費の内容は、妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。

ウ 組織の有機的協力の可能性

研究組織が計画の内容に沿ったふさわしい研究者により構成され、有機的協力性のある組織であるか。

④ 試 験 研 究

ア 研究計画の性格・目的の適確性

研究計画が試験研究の性格・目的（同一の研究課題について研究者が通常数人で共同して行う研究であって、基礎となる研究成果の累積を踏まえて、更に研究を進展させることにより、研究の成果が実用に移される可能性をもつ試験的・応用的な研究を主な対象とする）に合致したものであるか。

また、その研究目的はばくぜんとしたものでは

なく、具体的な目標に焦点が絞られているか。

イ 研究計画の妥当性

上記Aの研究目的を達成するため、研究計画は十分練られており、かつ、適切なものとなっているか。

また、研究者が複数の場合は、それぞれの研究者の適切な役割分担が示され、研究目的の達成のため、研究者間の密接な連携協力を図り得ることになっているか。

ウ 研究成果の貢献度

研究成果は、学術の面及び応用面で渴望されているものであり、かつ、その成果が実用に移される可能性を期待できるものであるか。

エ 独 創 性

研究目的・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。

オ 研究遂行の能力

研究者の研究業績、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、その研究を遂行し、所期の研究成果をあげることが期待できるか。

カ 申請研究費の合理性

申請研究経費の内容は妥当であり、また有効に使用されることが見込まれるか。

⑤ 奨励研究(A)

ア 研究目的の明確さ

奨励研究(A)としての目的・性格に合致したものであるか。特にその研究は、将来の発展が期待できるものであるか。また研究目的は、具体的な目標に焦点がしばられているか。

イ 申請研究費の合理性

申請研究経費の内容は妥当であるか。

(留意事項)

1. 萌芽的研究に対する特別配慮の取扱いについて

独創性の高い研究を期待するためには、その芽生えに当たる創意豊かな着想を育てる必要がある。

科学研究費補助金による研究においても、このように萌芽的段階にある研究であって、かつ、重要な研究課題であり、発想の次元が高く、研究者が極めて強い熱意を持って研究計画に取り組んでおり、採否の判定に際し特段の配慮を行った方がよいと思われる場合は、第2段審査において特別の配慮を行うこととしているので総合所見欄に㊦と朱書し、その所見を必ず記入されたい。

2. 組換えDNA実験に関する課題の取扱いについて

文部省では、組換えDNA実験が適切に進められることの重要性にかんがみ、研究者及び大学等の研究機関が組換えDNA実験を計画実施する際に遵守すべき安全確保に関する指針（組換えDNA実験指針）を告示している。

科学研究費補助金による研究においても組換えDNA実験に関するものについては、科学研究費分科会における審査のほか、特定研究領域推進分科会において前記指針に適合するか否かの審査を行った上で研究の実施を認めることとしている。

したがって、組換えDNA実験に関する課題については、申請の際に組換えDNA実験に関する課題である旨申告させている（総合所見欄に㉔と表示）が、㉔の表示のない課題であっても組換えDNA実験に関する課題であると判断される課題については、総合所見欄に㉔と朱書きされたい。

3. 設備備品費が90%を超える課題の取扱いについて

設備欄にあらかじめ記入されている数値は、昭和59年度の申請研究経費中に占める設備備品費の割合が90%を超えているものについて記入したものである。研究設備の購入のための経費が各年度の申請研究経費中、90%を超えるものは、研究計画調書に単なる設備購入計画ではない旨の説明が記載されているが、この説明が単なる設備購入計画と考えざるを得ないような場合は、第2審査において調整を行うこととしているので、総合所見欄に（設注）と朱書きされたい。

(2) 評点の付し方

① 上記評点要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、次表により全課題について5点から1点までのいずれかの評点を付すること。

評点区分	内 容
5	特に優れているもの
4	優れているもの
3	良好なもの（普通程度のもの）
2	普通程度よりやや劣るもの
1	劣るもの

② 評点区分及びその評点内容は上表のとおりであるが、評点を付するに当たっては各種目ごとに（総合研究(A)、総合研究(B)、一般研究(A)、一般研究(B)、一般研究(C)、奨励研究(A)、試験研究）に担当した審査課題数全体の平均点がおおむね3点となるよう配慮すること。

③ 「広領域」（領域番号 999）及び「医学一般」（分科細目番号 781）に係る研究課題については、一般の分科細目に申請のあった研究課題群とは別個の群として評点を付すること。

④ 評点を付するに当たっては、各課題各々について、まず妥当と認められる評点を付し、次に各種目ごとの評点合計数が、 $\frac{\text{おおむね課題数} \times 3}{\text{の数}}$ となるよう、また、評点は「3」が1番多く、「4」・「2」がおおむね同じ件数でその次に多く、「5」・「1」がおおむね同じ件数で1番少なくなるよう調整する。なお、審査件数が少ないため等の理由によりこの調整が困難な場合には総合所見欄にその理由を記載すること。

⑤ 「5」及び「1」の評点を付するものについては総合所見欄に必ずその理由を記載すること。

5. 交付内定状況

交付の内定は、学術審議会における各種目ごとの配分審査の進捗状況に応じて、次のように行われた。

種 目	交付内定 年 月 日
1. 海外学術調査 (1) 現地調査 (2) 調査総括 (3) がん特別調査	(1) 59.4.23 (2)(3)未定
2. がん特別研究, 自然災害特別研究, 環境科学特別研究, エネルギー特別研究, 特定研究, 総合研究(A)・(B), 一般研究(A・B・C), 試験研究及び奨励研究(A)	59.5.21
3. 奨励研究(B)	59.5.15

1. 総括表(新規・継続)

IV. 昭和59年度科学研究

区 分	研 究 課 題 数			研	
	申 請 (A) 件	採 択 (B) 件	採 択 率 $\left(\frac{B}{A}\right)\%$	申請研究経費 (C)	採択の申請 研究経費 (D)
科 学 研 究 費					
が ん 特 別 研 究	967	219	22.6	6,807,651	2,540,620
自 然	967	219	22.6	6,807,651	2,540,620
自 然 災 害 特 別 研 究	300	93	31.0	1,334,350	571,177
自 然	300	93	31.0	1,334,350	571,177
環 境 科 学 特 別 研 究	431	146	33.9	2,176,121	1,038,186
広 領 域	431	146	33.9	2,176,121	1,038,186
エ ネ ル ギ ー 特 別 研 究	780	312	40.0	4,740,809	2,729,240
自 然	780	312	40.0	4,740,809	2,729,240
特 定 研 究	2,131	592	27.8	15,727,200	7,069,704
人 文	76	51	67.1	515,683	415,838
自 然	2,055	541	26.3	15,211,517	6,653,866
総 合 研 究 (A)	1,590	655	41.2	11,421,231	3,708,192
人 文	465	205	44.1	2,502,233	921,270
自 然	1,003	403	40.2	8,001,914	2,502,151
広 領 域	122	47	38.5	917,084	284,771
総 合 研 究 (B)	302	80	26.5	1,106,726	298,457
人 文	42	14	33.3	158,632	58,509
自 然	260	66	25.4	948,094	239,948
一 般 研 究 (A)	1,333	453	34.0	22,855,521	5,262,524
人 文	69	37	53.6	562,528	243,369
自 然	1,200	391	32.6	21,259,368	4,780,260
広 領 域	64	25	39.1	1,033,625	238,895
一 般 研 究 (B)	7,231	2,028	28.0	35,555,825	6,652,037
人 文	556	181	32.6	1,833,869	406,691
自 然	6,481	1,791	27.6	32,911,234	6,078,483
広 領 域	194	56	28.9	810,722	166,863
一 般 研 究 (C)	17,807	3,900	21.9	33,635,933	6,738,978
人 文	1,994	532	26.7	2,663,923	667,419
自 然	15,813	3,368	21.3	30,972,010	6,071,559
奨 励 研 究 (A)	12,835	3,762	29.3	13,952,314	4,181,598
人 文	1,293	405	31.3	1,339,551	422,474
自 然	11,542	3,357	29.1	12,612,763	3,759,124
奨 励 研 究 (B)	1,566	459	29.3	427,926	126,434
人 文	685	202	29.5	183,275	54,664
自 然	881	257	29.2	244,651	71,770
試 験 研 究	3,793	814	21.5	20,249,139	3,317,085
人 文	93	29	31.2	441,571	126,529
自 然	3,576	760	21.3	18,999,035	3,075,220
広 領 域	124	25	20.2	808,533	115,336
海 外 学 術 調 査	290	168	57.9	2,469,707	1,366,957
人 文	109	63	57.8	1,055,793	596,699
自 然	181	105	58.0	1,413,914	770,258
合 計	51,356	13,681	26.6	172,460,453	45,601,189
人 文	5,382	1,719	31.9	11,257,058	3,913,462
自 然	45,039	11,663	25.9	155,457,310	39,843,676
広 領 域	935	299	32.0	5,746,085	1,844,051

費補助金の配分結果集計表

(金額単位：千円)

配分子定額 (E)	究		経		費	
	申請研究経費 配分子定率 $\left(\frac{E}{C}\right)\%$	採 扱申請研究 費配分子定率 $\left(\frac{E}{D}\right)\%$	採扱1課題当 り申請 研 究 費 $\left(\frac{D}{B}\right)$	採扱1課題当 り配分子定額 $\left(\frac{E}{B}\right)$	最 高 配 分 予 定 額	最 低 配 分 予 定 額
1,966,500	28.9	77.4	11,601	8,979	93,900	900
1,966,500	28.9	77.4	11,601	8,979	93,900	900
488,500	36.6	85.5	6,142	5,253	46,000	900
488,500	36.6	85.5	6,142	5,253	46,000	900
902,500	41.5	86.9	7,111	6,182	95,000	1,000
902,500	41.5	86.9	7,111	6,182	95,000	1,000
1,975,000	41.7	72.4	8,748	6,330	70,000	1,000
1,975,000	41.7	72.4	8,748	6,330	70,000	1,000
5,006,000	31.8	70.8	11,942	8,456	54,500	400
313,500	60.8	75.4	8,154	6,147	29,000	500
4,692,500	30.8	70.5	12,299	8,674	54,500	400
2,447,000	21.4	66.0	5,661	3,736	15,000	300
656,800	26.2	71.3	4,494	3,204	11,900	300
1,600,700	20.0	64.0	6,209	3,972	15,000	500
189,500	20.7	66.5	6,059	4,032	10,000	1,000
187,100	16.9	62.7	3,731	2,339	4,800	600
37,600	23.7	64.3	4,179	2,686	4,800	600
149,500	15.8	62.3	3,636	2,265	4,800	1,000
4,001,100	17.5	76.0	11,617	8,832	35,000	400
180,600	32.1	74.2	6,578	4,881	12,200	500
3,658,600	17.2	76.5	12,226	9,357	35,000	400
161,900	15.7	67.8	9,556	6,476	21,800	1,000
5,226,700	14.7	78.6	3,280	2,577	8,500	200
337,900	18.4	83.1	2,247	1,867	7,300	200
4,753,600	14.4	78.2	3,394	2,654	8,500	300
135,200	16.7	81.0	2,980	2,414	6,900	500
4,455,800	13.2	66.1	1,728	1,143	2,900	100
473,000	17.8	70.9	1,255	889	2,800	100
3,982,800	12.9	65.6	1,803	1,183	2,900	100
3,239,100	23.2	77.5	1,112	861	1,200	150
310,400	23.2	73.5	1,043	766	1,100	200
2,928,700	23.2	77.9	1,120	872	1,200	150
100,000	23.4	79.1	275	218	300	40
43,930	24.0	80.4	271	217	300	70
56,070	22.9	78.1	279	218	290	40
2,914,250	14.4	87.9	4,075	3,580	29,000	100
111,200	25.2	87.9	4,363	3,834	12,000	1,000
2,720,250	14.3	88.5	4,046	3,579	29,000	100
82,800	10.2	71.8	4,613	3,312	11,000	300
1,033,440	41.8	75.6	8,137	6,151	22,500	340
453,750	43.0	76.0	9,471	7,202	22,500	1,300
579,690	41.0	75.3	7,336	5,521	22,500	340
33,942,990	19.7	74.4	3,333	2,481	95,000	40
2,918,680	25.9	74.6	2,277	1,698	29,000	70
29,552,410	19.0	74.2	3,416	2,534	93,900	40
1,471,900	25.6	79.8	6,167	4,923	95,000	300

2. 研究成果刊行費

A. 学術定期刊行物

区分	事項 の別	件 数			補助要求額		配分予定額 (E)	採択1件当 たりの補助要 求額 $\left(\frac{D}{B}\right)$	採択1件当 たりの配 分 定 額 $\left(\frac{E}{B}\right)$
		申請 (A)	採 択 (B)	$\left(\frac{B}{A}\right)$	申 請 (C)	採 択 (D)			
特 定	欧	件 20	件 20	100.0	千円 324,742	千円 324,742	千円 242,950	千円 16,237	千円 12,148
広 領 域	欧和	12 10	11 8	91.7 80.0	37,706 24,047	36,775 18,776	21,360 11,430	3,343 2,347	1,942 1,429
	計	22	19	86.4	61,753	55,551	32,790	2,924	1,726
人 文 学 科	欧和	3 16	3 16	100.0 100.0	4,079 26,743	4,079 26,743	1,790 16,220	1,360 1,671	597 1,014
	計	19	19	100.0	30,822	30,822	18,010	1,622	948
社 会 学 科	欧和	5 32	5 27	100.0 84.4	8,502 40,399	8,502 37,863	5,090 24,160	1,700 1,402	1,018 895
	計	37	32	86.5	48,901	46,365	29,250	1,449	914
理 学	欧和	12 10	11 8	91.7 80.0	31,134 26,771	26,963 24,825	18,010 12,500	2,451 3,103	1,637 1,563
	計	22	19	86.4	57,905	51,788	30,510	2,726	1,606
工 学	欧和	5 0	4 0	80.0 —	6,646 0	5,796 0	4,120 0	1,449 0	1,030 0
	計	5	4	80.0	6,646	5,796	4,120	1,449	1,030
化 学	欧和	3 5	3 3	100.0 60.0	20,014 21,307	20,014 13,159	7,380 8,340	6,671 4,386	2,460 2,780
	計	8	6	75.0	41,321	33,173	15,720	5,529	2,620
生 物 ・ 農 学	欧和	15 11	14 10	93.3 90.9	57,364 29,366	56,593 28,037	37,020 20,380	4,042 2,804	2,644 2,038
	計	26	24	92.3	86,730	84,630	57,400	3,526	2,392
医 学	欧和	14 7	13 5	92.9 71.4	66,298 15,929	62,046 13,348	41,810 10,720	4,773 2,670	3,216 2,144
	計	21	18	85.7	82,227	75,394	52,530	4,189	2,918
複 合 領 域	欧和	3 4	2 3	66.7 75.0	10,484 9,192	8,984 7,692	6,080 4,330	4,492 2,564	3,040 1,443
	計	7	5	71.4	19,676	16,676	10,410	3,335	2,082
計	欧和	92 95	86 80	93.5 84.2	566,969 193,754	554,494 170,443	385,610 108,080	6,448 2,131	4,484 1,351
	計	187	166	88.8	760,723	724,937	493,690	4,367	2,974

B. 学術図書

区 分	事 項	件 数			補 助 要 求 額		配分子定額 (E)	採択1件当 たりの補助要 求額 (D/B)	採択1件当 たりの配分子 定額 (E/B)
		申 請 (A)	採 択 (B)	(B/A)	申 請 (C)	採 択 (D)			
特 定 広 領 人 文 社 会 理 学 工 学 化 学 生 物・農 医 学 複 合 領 域	定 期	11	5	45.5	29,766	15,078	12,320	3,016	2,464
	不 定 期	11	5	45.5	24,772	13,488	7,600	2,698	1,520
	計	141	47	33.3	378,746	144,094	67,930	3,066	1,445
	定 期	97	33	34.0	221,570	85,791	39,220	2,600	1,188
	不 定 期	6	2	33.3	17,119	5,036	2,700	2,518	1,350
	計	4	2	50.0	7,816	4,351	1,980	2,176	990
	定 期	1	0	0	2,053	0	0	0	0
	不 定 期	10	4	40.0	32,982	13,589	7,110	3,397	1,778
	計	7	1	14.3	17,577	3,375	2,020	3,375	2,020
	計	18	6	33.3	47,711	22,297	9,810	3,716	1,635
計		306	105	34.3	780,112	307,099	150,690	2,925	1,435

C. 二次刊行物等 (二次刊行物, データベース)

区 分	事 項	定 期・ 不 定 期 の 別	件 数			補 助 要 求 額		配分子定額 (E)	採択1件当 たりの補助要 求額 (D/B)	採択1件当 たりの配分子 定額 (E/B)
			申 請 (A)	採 択 (B)	(B/A)	申 請 (C)	採 択 (D)			
広 領 域	定 期		3	3	100.0	7,940	7,940	4,310	2,647	1,437
	不 定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	計		3	3	100.0	7,940	7,940	4,310	2,647	1,437
人 文 科 学	定 期		1	1	100.0	2,200	2,200	860	2,200	860
	不 定 期		3	1	33.3	9,021	4,875	2,360	4,875	2,360
	計		4	2	50.5	11,221	7,075	3,220	3,538	1,610
社 会 科 学	定 期		3	3	100.0	9,594	9,594	6,090	3,198	2,030
	不 定 期		3	2	66.7	4,690	3,628	2,940	1,814	1,470
	計		6	5	83.3	14,284	13,222	9,030	2,644	1,806
理 学	定 期		3	3	100.0	2,331	2,331	1,300	777	433
	不 定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	計		3	3	100.0	2,331	2,331	1,300	777	433
工 学	定 期		3	3	100.0	4,949	4,949	3,780	1,650	1,260
	不 定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	計		3	3	100.0	4,949	4,949	3,780	1,650	1,260
化 学	定 期		4	4	100.0	26,700	26,700	24,290	6,675	6,073
	不 定 期		1	1	100.0	1,250	1,250	1,230	1,250	1,230
	計		5	5	100.0	27,950	27,950	25,520	5,590	5,104
生 物・農 学	定 期		1	1	100.0	557	557	350	557	350
	不 定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	計		1	1	100.0	557	557	350	557	350
医 学	定 期		4	4	100.0	34,026	34,026	24,060	8,507	6,015
	不 定 期		1	0	0	5,026	0	0	0	0
	計		5	4	80.0	39,052	34,026	24,060	8,507	6,015
複 合 領 域	定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	不 定 期		0	0	—	0	0	0	0	0
	計		0	0	—	0	0	0	0	0
小 計	定 期		22	22	100.0	88,297	88,297	65,040	4,014	2,956
	不 定 期		8	4	50.0	19,987	9,753	6,530	2,438	1,633
	計		30	26	86.7	108,284	98,050	71,570	3,771	2,753
デ ー タ ベ ー ス		30	14	46.7	127,846	66,741	52,700	4,767	3,764	
合 計		60	40	66.7	236,130	164,791	124,270	4,120	3,107	
総 計		553	311	56.2	1,776,965	1,196,827	768,650	3,848	2,472	

昭和60年度大学入学者選抜共通第1次 学力試験受験案内の交付

昭和60年1月26日(土)、27日(日)の両日において実施される昭和60年度大学入学者選抜共通第1次学力試験の受験案内が、9月1日(土)から交付されています。富山県内の分については、本学の学生部学生課で一括し

て交付することになっています。

なお、同試験に関する実施日程等は、次のとおりです。

昭和60年度国公立大学等入学者選抜実施日程

共通第1次学力試験	年 月 日	各大学が実施する第2次試験
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">受験案内発表, 配付開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">検定料納付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">出 願 受 付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">確認はがき送付(出願内容確認)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">受験票等送付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">大学・学部等志望状況発表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試 験 実 施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">正解等を発表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">追試験実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">試験実施結果の概要等の中間発表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">試験実施結果の概要等の最終発表</div>	<p>昭和59年7月末まで</p> <p>9月1日(土)から</p> <p>原則として11月5日(月)まで</p> <p>11月1日(木)から10日(土)まで</p> <p>出願後3週間頃まで</p> <p>12月下旬まで</p> <p>12月25日(火)まで</p> <p>昭和60年1月上旬まで</p> <p>1月26日(土)・27日(日)</p> <p>1月28日(月)</p> <p>2月2日(土)・3日(日)</p> <p>2月8日(金)まで</p> <p>2月8日(金)まで</p> <p>2月9日(土)から15日(金)まで</p> <p>2月16日(土)以降</p> <p>2月26日(火)まで</p> <p>3月4日(月)から</p> <p>3月5日(火)以降</p> <p>3月20日(水)まで</p> <p>3月21日(木)以降</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">第2次試験実施要項発表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">募集要項発表, 配付開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">推薦入学(共通第1次学力試験を課さない場合)の結果発表(実施大学だけ)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">出願受付 各公立大学もほぼ同じ時期</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">2段階選抜と推薦入学(共通第1次学力試験を課す場合)の結果発表(実施大学だけ)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">各国立大学と大部分の公立大学が試験実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">一部の公立大学が試験実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">各国立大学が合格者発表(各公立大学もこれに準ずる)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一部の国公立大学が第2次募集を実施</div>

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	59. 9. 1	辻 澤 弥八郎		臨時用務員(教育学部作業員)	富山大学長
	"	土 井 美都子		" (")	"
	"	坂 林 梅 松		" (経済学部作業員)	"
	"	澁 谷 喜久子		事務補佐員(工学部)	"
	"	庄 司 久 恵		" (")	"
	"	岡 畑 京 子		" (")	"
	"	齋 藤 昭 人		教務補佐員(教養部)	"
	"	松 崎 素 子		事務補佐員(")	"
	"	高 瀬 淳 子		" (")	"
	"	藤 木 彌三郎		" (附属図書館)	"
	"	本 田 善 彦		" (")	"
昇 任	"	山 口 晴 司	助手(理学部)	助教授(理学部)	文部大臣
配 置 換	"	河 野 昭 一	教授(教養部)	教授(京都大学理学部)	"
臨時的任用	"	高 見 玲 子		教諭(教育学部附属養護学校)	富山大学長
辞 職	59. 8. 31	田 中 麗之助	助教授(教育学部)	辞職を承認する	文部大臣
退 職	59. 8. 14	高 見 玲 子	教諭(教育学部附属養護学校)	昭和59年8月13日限り任期満了により退職した	富山大学長
死 亡	59. 8. 2	都 竹 通年雄	教授(人文学部)	死 亡	

学 内 諸 報

経済学部長の改選

棚田良平経済学部長の任期が昭和59年9月29日に満了するため、経済学部教授会は8月28日に次期学部長候補者の選挙を行い、その結果、瀧好英教授が選出されました。任期は、昭和59年9月30日から2年間。

瀧教授は、昭和25年3月中央大学専門部商学科卒業。昭和22年8月総理庁、同24年12月経済安定本部統計課、同32年8月経済企画庁調査局統計課専門調査員、

同40年11月同主査、同43年2月同資料室長補佐、同46年1月同調査官を経て同年10月富山大学助教授(経済学部)に転任、同47年11月同教授となり、今日に至っています。

この間、富山大学経営短期大学部主事を1期勤められました。

専門は、統計学、東京都出身。

海外渡航者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	人文学部	助教授	矢澤 英一	ソビエト連邦 ブルガリア, ギリ シア, イタリア, スイス, オースト リア, フランス	チェーホフ研究のため	59. 8. 30 } 60. 6. 29
	教育学部	助手	古川 雅文	インドネシア	ムハマディア教員養成・教育 大学等を訪問し, 教員の教育 態度に関する比較文化的研究 について意見交換を行い, 両 大学の交流計画の発展に資す るため	59. 8. 25 } 59. 9. 3
	工学部	助教授	山口 信吉	カナダ アメリカ合衆国	「貯蔵過程における穀類層内 の熱と物質の移動」に関する 研究と調査のため	59. 8. 27 } 59. 10. 26
海外研修旅行	教育学部	教授	三塚 正臣	オーストラリア	第5回数学教育国際会議出席 のため	59. 8. 22 } 59. 8. 31
	"	助教授	實 清隆	連合王国, フラン ス, スイス, オー ストリア, ドイツ 連邦共和国, デン マーク, スウェー デン, フィンラン ド, ノルウェー, イタリア, シンガ ポール	第25回国際地理学会議出席及 び欧州都市調査のため	59. 8. 13 } 59. 10. 10
	理学部	教授	小林 貞作	中華人民共和国	ゴマ研究開発の国際交流のた め	59. 8. 21 } 59. 8. 28
	"	助手	高安 紀	アメリカ合衆国	金属触媒における合成ガスの メタネーションのトレーサー 法による研究のため	59. 8. 2 } 60. 10. 10
	工学部	助教授	坂井 純一	イタリア	1984年プラズマ天体物理学研 究集会で講演のため	59. 8. 25 } 59. 9. 8
	教養部	"	森 克徳	ドイツ連邦共和国	第17回低温物理学国際会議と 不純物金属における局在相互 作用と輸送現象に関する国際 会議に参加発表及び研究討論 のため	59. 8. 18 } 59. 9. 1
	"	"	梅村智恵子	メキシコ アメリカ合衆国	第23回国際心理学会議に出席 (発表)及び情報交換のため	59. 9. 1 } 59. 9. 18
	経営短期 大学部	"	芳賀 健一	アメリカ合衆国	ニュー・ディール期金政策下, 連邦準備制度の国内面の関連 についての研究	59. 8. 1 } 60. 7. 21

南極の近況について

第25次南極地域観測隊の越冬隊員として、昨年11月から南極地域へ出張されている理学部川田邦夫助手から、学長あてに電報で下記のとおり近況についての報告がありましたのでお知らせします。

記

“ゴブサタシテイマス」ナガクミズホキチニテ、ナンキョクヒョウショウノクッサクヲシテイマシタ」8ガツ1ヒ、ヒョウキニタッスルキロクテキナ 700メートルノクッサクラカンスイシ、25ヒショウワキチ

ヘウツリマシタ」イマ10ガツハジメニデカケルミトウノ、ナンキョクデ2バンメニタカイドームヲメザス4カゲツナイリクリョコウノジュンビヲシテイマス」ナイリクハマダキビシイカンキョウデスガ、ハルヲムカエタショウワキチノセイカツハカイテキデ、ゼンインゲンキデガンバッテイマス」9ガツ8ヒ、オーロラノウツクシイショウワキチニテ」カワダクニオ、

◎ 退庁、退室の際には、戸締りの徹底・電気、ガスの消し忘れ、タバコの吸殻の後始末に十分注意し、盗難の防止・火災の予防に心がけましょう!!

◎ 電気、ガス、水の省エネ・省資源に協力しましょう!!

◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!

昭和59年度富山県内国立学校等事務職員 (初任者)研修

昭和59年度富山県内国立学校等事務職員(初任者)研修が、去る8月28日(火)から8月31日(金)までの4日間にわたり実施されました。

本研修は、本年度から初めての試みとして富山大学、富山工業高等専門学校、富山商船高等専門学校及び国立立山少年自然の家各機関合同研修として、それぞれの機関に新たに採用となった者に対して、国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚さ

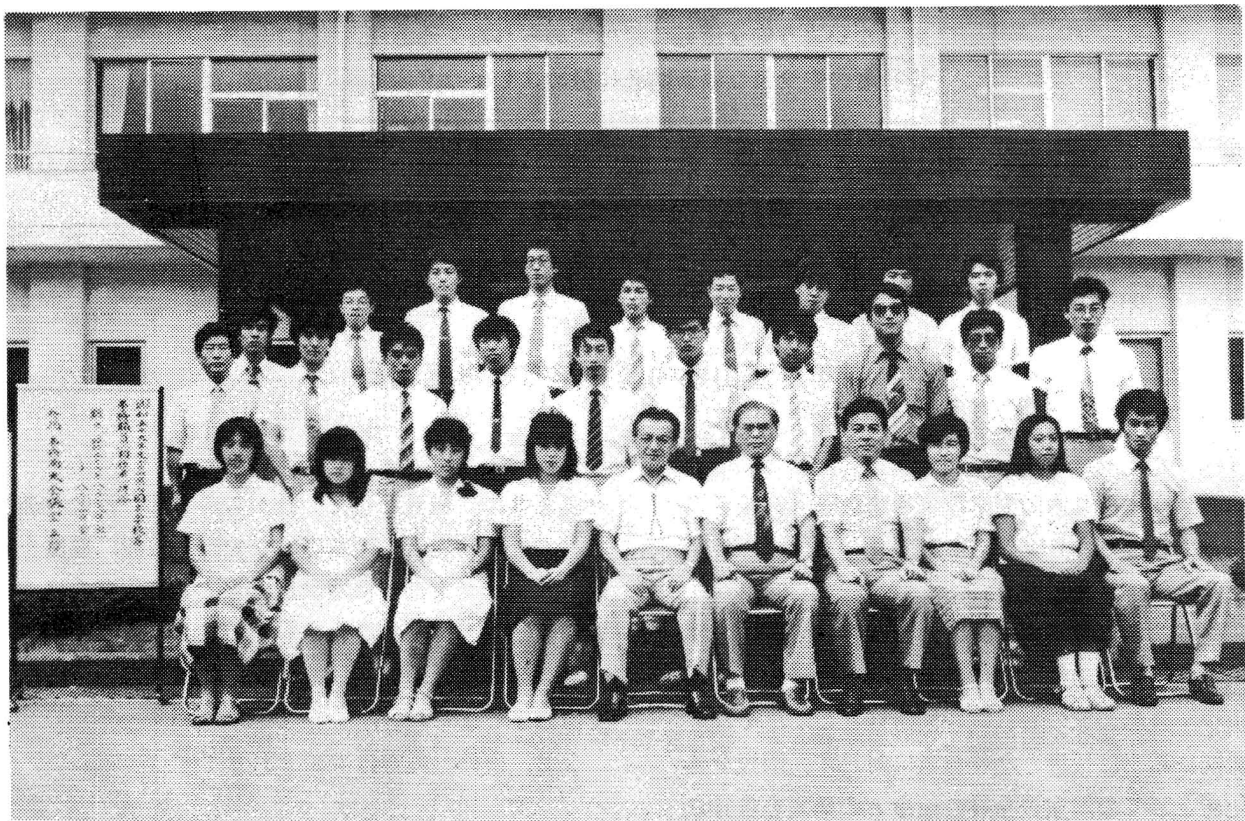
せると共に、職員としてこれからの文部行政に共通して必要な職務遂行上の基礎的な知識、技能、態度を養成し、併せて文部省機関職員としての一体感を培うことを目的として実施されたものです。

この研修には、24名(うち女子職員6名)が参加し、受講修了しました。

なお、研修日程等は次のとおりです。

昭和59年度富山県内国立学校等事務職員（初任者）研修日程表

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
8月28日(火)	開講式 オリエンテーション 及び自己紹介	「国立学校等の 管理運営について」 事務局長 川上芳夫	講 演 「職場における人間 関係について」 教育学部教授 中川孝	休 息	執務の基礎知識(I) 「国立学校等の沿革 と組織について」 庶務課課長補佐 平岡幸一	執務の基礎知識(II) 「共済組合（短期給 付）について」 経理課給与係長 松下義春	執務の基礎知識 (III) 「待遇の知識と実際について」 庶務課庶務係長 高松正雄ほか		
8月29日(水)	執務の基礎知識(IV) 「文書事務の進め方について」 庶務課文書係長 西尾武		執務の基礎知識(V) 「厚生補導事務の概 要について」 学生課課長補佐 高木行則	休 息	執務の基礎知識(VI) 「予算のしくみと 執行について」 主計課課長補佐 森慶二	公務員制度 (I) 「服務・分限・懲戒について」 富山工専人事係長 宮越謙三		公務員制度 (II) 「勤務時間と休暇について」 立山少年自然の家庶務係長 五百崎喜明	
8月30日(木)	執務の基礎知識(VII) 「事務電算化の実務について」 経理課給与係 太田則春		公務員制度(III) 「給与・災害補償について」 富山商船人事係長 石黒外治	休 息	見学・移動 富山県に置かれる文部省機関巡り 富山商船高等専門学校 富山工業高等専門学校 国立立山少年自然の家		見学・オリ エンテーション 国立立山少年自然の家	班別討議 「公務員となつて (助言者)」 ・第1班 人事課 樹 任用係長前田邦樹 ・第2班 人事課 給与係長 森井正 ・第3班 庶務課 職員係 盛沢 義	
8月31日(金)	「行政組織と今後の 国立学校等の行政に ついて」 庶務部長 小杉宏	レクリエーション		休 息	「人事管理につ いて」 人事課長 増井重信	アンケート 閉講式	移動(掃校) 富山工業高等専門学校 富山商船高等専門学校 富 山 大 学		懇談会(一泊)

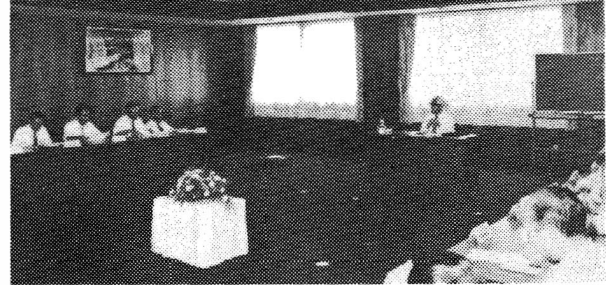


第1回富山大学幹部職員懇話会

第1回富山大学幹部職員懇話会が、去る8月7日(火)事務局大会議室において実施されました。

この懇話会は、本学の事務系幹部職員（事務長補佐以上の者）の資質の向上及び管理者としての意識の高揚を図り、本学の管理運営に資することを目的としたもので、学内外の有識者の講義及び講師との懇話からなり、今年度から始められたものです。

今回は、富山地方鉄道株式会社社長緒方裕氏を講師に招き、ハングリー精神の上に培う向上心と心のゆとりをメインテーマとし、民間企業の合理化に伴う実例に触れながら、管理者としての在り方について、豊富な経験をもとにした講義を受けました。



なお、事務局長から事務長補佐までの職員26名の他学長も出席されました。

昭和59年度文部省北陸地区共同行事体育大会

昭和59年度の文部省北陸地区共同行事体育大会が、去る8月3日(金)に福井医科大学の当番で開催されました。

本年度の競技は、硬式卓球、硬式テニスの2種目で行われ、本学からは2種目合わせて33名の選手が参加しました。

競技は、それぞれ午前9時30分から始まり、当日は真夏の炎天にもかかわらず試合も順調に進み、硬式卓球では、予選リーグBゾーンで富大Aチームが、Cゾーンでは、富大Bチームが、それぞれ強豪富医薬大B、

Aチームに敗れ惜しくも決勝トーナメント進出はなりませんでした。

また、硬式庭球においては、富大A、Bチームがともに予選リーグにおいて健闘しましたが決勝トーナメント進出はなりませんでした。

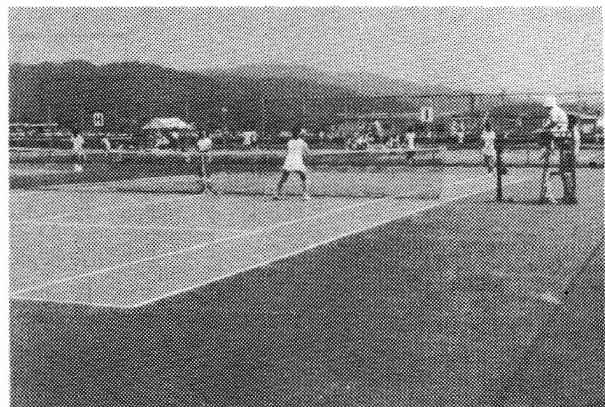
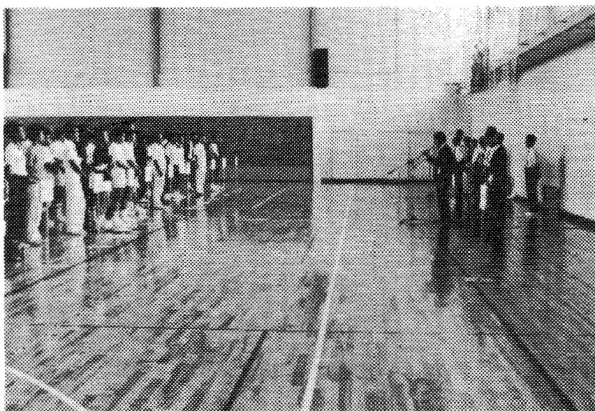
なお、成績等詳細は次のとおりです。

(1)日時 昭和59年8月3日(金)9:30~16:30

(2)会場 硬式卓球……福井医科大学体育館

硬式庭球…… ” テニスコート

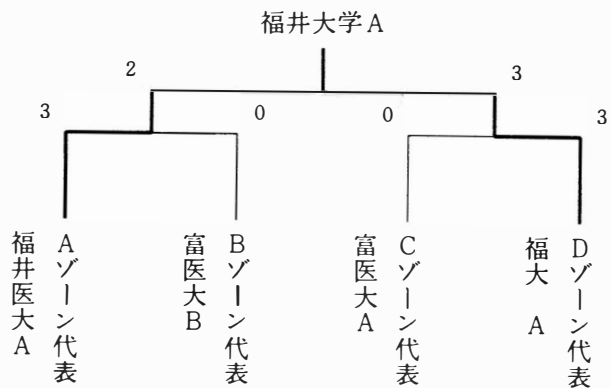
(3)参加人員 33名(硬式卓球17名, 硬式庭球16名)



昭和59年度文部省北陸地区共同行事体育大会結果

硬式卓球

1. 決勝トーナメント



2. 予選リーグ

Aゾーン A・B

チーム名	金大B	石川工専	福医大A	富山工専	順位
金大B	/	(3-0)○	(0-3)×	(3-0)○	2
石川工専	(0-3)×	/	(1-3)×	(3-1)○	3
福医大A	(3-0)○	(3-1)○	/	(3-0)○	1
富山工専	(0-3)×	(1-3)×	(0-3)×	/	4

Cゾーン E・F

チーム名	富医大A	福医大B	福大B	富大B	順位
富医大A	/	(3-0)○	(3-0)○	(3-0)○	1
福医大B	(0-3)×	/	(2-3)×	(0-3)×	4
福大B	(0-3)×	(3-2)○	/	(0-3)×	3
富大B	(0-3)×	(3-0)○	(3-0)○	/	2

Bゾーン C・D

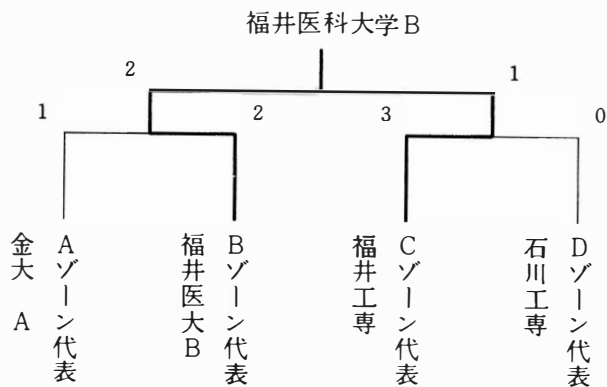
チーム名	富山商専	富医大B	富大A	金大A	順位
富山商専	/	(1-3)×	(1-3)×	(3-1)○	4
富医大B	(3-1)○	/	(3-2)○	(2-3)×	1
富大A	(3-1)○	(2-3)×	/	(3-1)○	2
金大A	(1-3)×	(3-2)○	(1-3)×	/	3

Dゾーン G・H

チーム名	福大A	福井工専	金大C	順位
福大A	/	(3-0)○	(3-0)○	1
福井工専	(0-3)×	/	(3-2)○	2
金大C	(0-3)×	(2-3)×	/	3

硬式庭球

1. 決勝トーナメント



2. 予選リーグ

Aゾーン A・B

チーム名	富山工専	金大A	能登青年の家	富医大B	富大A	順位
富山工専	-	(0-3) X	(1-2) X	(0-3) X	(0-3) X	5
金大A	(3-0) O	-	(3-0) O	(3-0) O	(2-1) O	1
能登青年の家	(2-1) O	(0-3) X	-	(0-3) X	(1-2) X	4
富医大B	(3-0) O	(0-3) X	(3-0) O	-	(2-1) O	2
富大A	(3-0) O	(1-2) X	(2-1) O	(1-2) X	-	3

Bゾーン C・D

チーム名	福医大B	若狭湾少年自然の家	富山商専	金大C	順位
福医大B	-	(3-0) O	(3-0) O	(2-1) O	1
若狭湾少年自然の家	(0-3) X	-	(1-2) X	(1-2) X	4
富山商専	(0-3) X	(2-1) O	-	(0-3) X	3
金大C	(1-2) X	(2-1) O	(3-0) O	-	2

Cゾーン E・F

チーム名	福大A	福井工専	金大B	福医大A	富大B	順位
福大A	-	(0-3) X	(1-2) X	(3-0) O	(2-1) O	3
福井工専	(3-0) O	-	(2-1) O	(3-0) O	(3-0) O	1
金大B	(2-1) O	(1-2) X	-	(2-1) O	(3-0) O	2
福医大A	(0-3) X	(0-3) X	(1-2) X	-	(2-1) O	4
富大B	(1-2) X	(0-3) X	(0-3) X	(1-2) X	-	5

Dゾーン G・H

チーム名	金大D	石川工専	福大B	富医大A	順位
金大D	-	(1-2) X	(0-3) X	(3-0) O	3
石川工専	(2-1) O	-	(2-1) O	(2-1) O	1
福大B	(3-0) O	(1-2) X	-	(3-0) O	2
富医大A	(0-3) X	(1-2) X	(0-3) X	-	4

健康診断のお知らせ

次のとおり健康診断が実施されますのでお知らせします。

なお、実施月日については、都合により変更される

場合もありますので掲示等に注意してください。
(問合せは、人事課任用係(内線269)へ)

検診項目	実施月日	場 所	対 象 者
胃の検査	10月4日(木)	工学部(高岡)	40才以上の職員
	10月5日(金)	保健管理センター	
	10月8日(月)		
	10月9日(火)		
循環器の検査 (心電図血圧)	10月17日(水)	工学部(高岡)	35才以上の職員
	10月18日(木)	保健管理センター	
	10月23日(火)		
	10月24日(水)		
婦人科検診 (子宮がん)	11月12日(月)	保健管理センター	35才以上の女子職員
肝機能の検査 (GOT, GP T, TC)	60年1月22日(火)	工学部(高岡)	40才以上の職員
	60年1月23日(水)	保健管理センター	
	60年1月24日(木)		

職 員 消 息

理 学 部

教 授 小黒 千足

《新任者》

教 養 部

事務補佐員 高瀬 淳子
(保健体育)

助 教 授 井上 弘

《住所変更》

人文学部・理学部

用 度 主 任 武田知己郎

トリチウム科学センター

文 部 技 官 三宅 均

教育学部

助 教 授 深井 甚三

《電話番号変更》

附属図書館

事務補佐員 木田 悦子

主 要 行 事

本 部

8月3日 昭和59年度文部省北陸地区共同行事体育大会 (於 福井医科大学)
昭和60年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施担当者会議 (於 名古屋大学)

4日 本部ソフトボール大会

7日 幹部職員懇話会

15日 給与勧告説明会 (於 人事院中部事務局)

21~22日 第17回14大学経理部長会議 (於 愛知教育大学)

21~24日 第28回 (昭和59年度) 中部地区学生補導厚生研究会東海・北陸地区研修会

(於 三重大学)

23日 公開講座「健康・スポーツ教室」開講 (～9月29日まで)

24日 財形年金貯蓄取扱説明会
第8回北陸地区会計事務担当者連絡協議会 (於 富山大学)

27日 大学院問題懇談会 (於 下呂温泉「しらさぎ」)

28~31日 昭和59年度富山県内国立学校等事務職員 (初任者) 研修 (於 富山大学, 立山少年自然の家)

30日 昭和59年度北陸地区5大学共同合宿セミナー打合せ会

教育学部

8月
 18～19日 呉山会レクリエーション(於 片山津温泉)
 23～24日 全国国立大学附属学校園長会総会
 (於 函館市)
 29日 附属小学校第2学期始業式
 30日 附属中学校第2学期始業式

経済学部

8月28日 経済学部長候補者選挙
 教授会

理学部

8月25日 大学院理学研究科入学願書受付
 (～ 8月31日まで)

工学部

8月1日 学部図書委員会
 2日 第1期移転作業開始
 移転作業安全祈願式
 23日 北陸三大学教職員スポーツ交歓会
 (於 金沢大学)

附属図書館

8月21日 ワーキンググループと富士通SEとの打合せ
 27日 工学部分館の第1期移転作業開始

保健管理センター

8月30日 北陸地区5大学共同合宿セミナー打合せ会

経営短期大学部

8月2日 第2回奨学生選考委員会
 23～24日 国立夜間短期大学事務長会議
 (於 岐阜大学工業短期大学部)

昭和59年度全国労働衛生週間
 昭和59年10月1日～7日
 — 広げよう環境管理
 進めよう作業管理
 高めよう健康管理 —

資 料

人事院勧告について

人事院は、昭和59年8月10日国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について、官民較差に相当する平均15,541円(6.44%)の引き上げの改定の勧告を行った。

勧告のうち、本学職員に関する給与改定の要点等は次のとおりであります。

I. 官民較差

1. 較差 15,541円 6.44% (内訳 本較差 14,687円)

6.09%、週及改定分 854円 0.35%)

2. 給与改善の配分 俸給13,160円 (5.45%)、諸手当 1,608円 (0.67%) その他 (はねかえり) 773円 (0.32%) 計15,541円 (6.44%)

II. 改正の内容

1. 俸給

- (1)俸給表 別記のとおり
 (2)配分傾向 世帯形成層・中堅層重点
 (3)各俸給表の平均引上率 6.3%~6.4%
 (4)指定職俸給表 6.4% (行政職の給与改善率に同じ)

2. 諸手当

民間の支給状況等を考慮して次のとおり改正

(1)扶養手当

- ・配偶者 14,000円 (現行12,300円)
 - ・配偶者以外の扶養親族のうち2人まで
各 4,500円 (現行 3,800円)
- ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は 9,500円 (現行 8,300円)
- ・配偶者以外の扶養親族の3人目以下
1,000円 (現行どおり)

(2)通勤手当

- 1) 交通機関等利用者
- ・全額支給限度額 19,000円 (現行17,600円)
 - ・2分の1加算限度額
4,000円 (現行 2,800円)
 - ・最高支給限度額 23,000円 (現行20,400円)
- 2) 交通用具使用者
- a) 一般の場合
- ・片道5km未満 2,000円 (現行どおり)
 - ・片道5km以上~10km未満
2,700円 (現行 2,400円)
 - ・片道10km以上 3,600円 (現行どおり)
- b) 通勤不便者の場合
- ・片道10km以上~15km未満
5,300円 (現行 4,700円)
 - ・片道15km以上~20km未満
7,200円 (現行 6,400円)
 - ・片道20km以上 9,200円 (現行 8,200円)

3) 交通機関等と交通用具併用者

上記1)及び2)と同様

(3)住居手当

1) 借家・借間居住者

- ・基礎控除額 9,000円 (現行どおり)
- ・全額支給限度額 7,500円 (現行どおり)
- ・2分の1加算限度額

7,500円 (現行 6,800円)

- ・最高支給限度額 15,000円 (現行14,300円)

2) 持家居住者

1,000円 (現行どおり)

(4)初任給調整手当

- ・医療職俸給表(-)以外の適用を受ける医系教官
最高支給限度額 42,000円 (現行40,100円)

(5)期末・勤勉手当

- ・年間支給割合 4.9月分 (現行どおり)

3. 実施時期

昭和59年4月1日

III. 勧告実施の要請 (概要)

人事院勧告制度は、労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、勧告は尊重され実施されるべきものであってこの制度が適正に機能していることが重要である。財政事情の厳しい状況、行政改革が国民的課題として推進されていることは深く認識しているところであるが、一方行政の果たす役割がますます重要度を加えてきており、適切な処遇を確保して、より積極的な行政への貢献を期待することも必要である。

このような観点から公務員の現状をみれば、連年にわたる給与抑制が、人事管理面、職員の生活面に影響し、職員の高い志気の保持、厳正な規律の維持、人材の確保に影響を及ぼし、労使関係の安定等を阻害することを憂慮している。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告が長年の経緯を経て完全実施されるに至ったことが公務における労使関係の安定に大きく寄与してきたこと、及び公務員の現在の状態を深く理解を示され、さらに、同じ一般職の国家公務員である四現業の職員の仲裁裁定が裁定どおり実施が決定されていることにも留意され、この勧告を速やかに実施されるよう強く要請する。

別 記
行政職俸給表
イ 行政職俸給表(-)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	321,400	249,800	—	—	—	129,400	110,800	—
2	334,900	260,200	222,600	189,200	158,100	136,000	116,200	90,600
3	348,400	270,600	231,000	197,100	165,300	142,700	122,400	93,400
4	361,900	281,100	239,500	205,100	172,600	149,500	129,300	96,400
5	375,400	291,800	248,200	213,100	180,100	156,400	135,500	99,500
6	388,900	302,600	257,100	221,100	187,900	163,100	140,600	102,900
7	402,300	313,400	266,000	229,100	195,500	169,700	145,600	106,700
8	415,700	323,900	275,000	237,200	202,800	176,200	150,500	110,800
9	429,000	334,300	284,000	245,400	210,100	181,700	154,800	114,600
10	442,100	344,500	292,900	253,600	217,100	187,100	158,800	118,100
11	452,300	354,400	301,700	261,900	224,000	192,300	162,700	121,300
12	458,500	364,100	310,500	270,400	230,800	197,500	166,500	124,100
13	464,600	372,600	319,200	278,900	237,600	202,500	170,300	126,900
14	470,200	379,200	327,500	287,200	244,200	207,000	173,000	129,200
15	475,000	385,400	335,700	294,900	250,600	211,400	175,700	131,400
16		389,700	342,200	302,200	256,400	215,700	178,400	133,500
17			348,400	308,100	262,000	219,800	181,000	135,100
18			352,500	313,500	266,200	223,200	183,400	
19			356,300	317,400	269,700	226,300	185,400	
20			360,100	321,100	273,200	228,600		
21				324,700	275,700	230,900		
22				328,300	278,200	233,200		
23				331,900	280,600	235,500		
24					283,000	237,700		
25					285,400			
26					287,800			

□ 行政職俸給表(二)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	184,900	156,300	128,100	113,100	91,400	81,600
2	191,100	162,000	133,700	118,000	94,100	84,000
3	197,300	167,700	139,300	123,000	97,200	86,400
4	203,500	173,400	145,000	128,100	100,400	88,900
5	210,200	179,100	150,600	133,200	104,000	91,400
6	216,900	184,900	156,300	138,200	108,200	94,000
7	223,900	190,700	161,700	143,100	113,100	97,000
8	230,900	196,400	166,900	147,900	118,000	100,100
9	237,900	202,000	172,100	152,700	122,900	103,600
10	244,900	207,100	177,200	157,400	127,700	107,600
11	251,900	212,100	181,800	161,900	132,300	111,700
12	258,900	217,100	186,400	166,200	136,700	116,000
13	265,800	222,100	190,900	170,500	140,700	120,300
14	272,600	227,100	195,300	174,500	144,600	124,500
15	278,500	231,900	199,700	178,400	148,000	128,200
16	284,400	236,700	204,000	181,900	150,800	131,700
17	290,200	241,400	208,300	185,400	153,500	135,100
18	296,000	245,900	212,600	188,700	156,200	137,600
19	301,000	250,400	216,700	192,000	158,800	140,000
20	305,800	254,700	220,300	194,400	161,200	142,400
21	309,900	258,600	223,300	196,400	163,300	144,400
22	314,000	262,400	225,800	198,400	165,300	146,400
23	318,000	265,900	228,100	200,400	167,200	148,300
24	321,400	269,200	230,200	202,300	169,100	150,200
25		271,600	232,200	204,200	170,900	152,100
26			234,200			154,000
27			236,200			155,900
28			238,200			157,700
29						159,400

教育職俸給表
イ 教育職俸給表(-)

職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	180,400	131,100	106,600
2	—	210,100	188,500	139,200	111,300
3	269,200	219,400	196,800	147,300	116,300
4	279,300	228,700	205,200	155,600	122,500
5	289,500	238,100	213,700	163,900	128,800
6	299,800	247,500	222,300	172,100	135,800
7	310,100	256,900	231,100	180,300	142,900
8	320,400	266,500	239,800	188,400	150,400
9	330,700	276,000	248,400	196,600	157,900
10	341,000	285,400	257,000	204,700	165,600
11	351,400	294,600	265,300	212,600	173,300
12	361,800	303,400	273,600	220,500	180,500
13	372,200	311,400	281,900	228,200	187,400
14	382,600	319,200	290,200	234,900	193,800
15	393,100	327,000	297,900	241,600	199,800
16	403,600	334,300	305,500	247,500	205,700
17	414,100	341,500	313,100	253,300	211,300
18	424,100	348,800	320,300	259,100	216,700
19	433,100	356,000	327,500	264,800	222,100
20	442,100	363,000	334,800	270,400	227,300
21	451,100	369,400	341,700	276,000	232,300
22	459,300	375,800	348,600	281,600	237,200
23	466,900	382,100	354,800	286,900	241,900
24	472,400	387,700	360,100	292,000	246,600
25	477,200	393,200	364,000	297,100	250,300
26	482,000	398,100	367,200	301,500	254,000
27		401,600		305,000	257,400
28				308,100	260,700
29				311,100	263,200
30					265,600

□ 教育職俸給表(二)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	312,800	—	117,400	—
2	321,700	230,600	123,200	98,800
3	330,600	238,900	130,300	102,300
4	339,500	247,300	137,500	106,500
5	348,400	255,600	144,600	110,800
6	357,400	264,000	151,700	115,800
7	366,400	272,500	158,800	121,400
8	375,400	281,000	165,800	127,700
9	384,400	289,600	172,800	134,500
10	393,200	298,100	179,900	141,400
11	401,600	306,600	187,000	148,200
12	409,500	315,000	194,300	155,000
13	416,700	323,300	202,400	161,700
14	423,700	331,400	210,500	168,300
15	428,300	339,500	218,700	174,900
16		347,500	226,900	181,500
17		355,500	234,900	188,000
18		363,400	242,900	194,500
19		371,300	250,800	201,000
20		379,200	258,800	207,200
21		386,300	266,900	212,800
22		392,900	274,900	218,300
23		399,400	282,900	223,500
24		405,900	291,000	228,500
25		410,100	298,800	233,300
26			306,000	238,100
27			313,100	242,800
28			320,000	247,200
29			327,000	251,300
30			334,000	255,400
31			340,100	258,800
32			345,900	261,900
33			350,900	265,000
34			355,200	267,800
35			359,400	270,000
36			363,500	
37			366,500	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	309,600	—	106,500	—
2	317,500	196,800	111,900	98,800
3	325,300	205,300	117,400	102,300
4	333,300	213,700	123,200	106,500
5	341,200	222,200	130,300	110,800
6	349,100	230,600	137,500	115,800
7	356,900	238,900	144,600	121,400
8	364,600	247,300	151,700	127,700
9	371,600	255,600	158,800	134,500
10	378,600	264,000	165,800	141,300
11	385,000	272,400	172,800	148,000
12	391,300	280,700	179,900	154,500
13	396,200	288,400	187,000	160,800
14	401,000	296,000	194,300	166,900
15	405,100	303,500	202,400	172,900
16		310,900	210,500	178,800
17		318,200	218,700	184,600
18		325,400	226,900	190,100
19		332,600	234,900	195,600
20		339,800	242,900	200,900
21		347,000	250,800	205,900
22		353,500	258,700	210,600
23		359,700	266,700	215,100
24		365,200	274,600	219,200
25		369,900	281,800	223,200
26		373,600	288,900	226,400
27		376,600	296,000	229,500
28		379,600	302,400	232,100
29		382,600	308,700	234,400
30			314,700	236,600
31			320,500	238,700
32			326,300	
33			331,400	
34			336,500	
35			341,100	
36			345,000	
37			348,700	
38			352,400	
39			355,000	

医療職俸給表
 □ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	314,500	258,800	231,000	197,100	146,000	114,600	100,000	—
2	326,000	269,500	239,500	205,300	152,800	119,900	104,200	93,500
3	337,500	280,300	248,200	213,500	159,800	126,200	108,500	96,600
4	349,200	291,100	257,100	221,800	166,900	132,500	113,200	99,800
5	360,900	302,000	266,000	230,100	174,000	138,800	118,500	103,600
6	372,700	312,900	275,000	238,400	181,100	145,100	124,600	107,500
7	384,400	323,600	284,000	246,700	188,400	151,400	130,700	111,500
8	395,900	334,100	292,900	255,000	195,800	157,800	136,200	115,200
9	407,500	344,500	301,700	263,300	203,100	164,200	141,200	118,600
10	419,100	354,400	310,500	271,700	210,500	170,400	146,100	121,600
11	426,000	364,100	319,200	280,100	217,600	176,600	150,800	124,200
12	432,100	372,600	327,500	288,200	224,400	182,100	154,900	126,700
13	437,800	379,200	335,700	295,700	231,100	187,500	159,000	128,300
14	443,000	385,400	342,200	302,900	237,800	192,800	162,900	
15	448,200	391,700	348,400	308,800	244,500	198,100	166,700	
16	452,700	396,000	352,500	314,500	250,900	203,100	170,500	
17			356,300	319,700	257,100	207,700	173,200	
18				324,600	263,000	212,100	175,900	
19				328,200	267,500	216,400	178,400	
20				331,800	271,200	220,500	180,400	
21					274,800	223,700		
22					277,400	226,000		
23					279,900	228,300		
24					282,300	230,500		

ハ 医療職俸給表(三)

職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	226,500	177,200	151,600	112,700	98,200
2	234,400	184,000	157,600	117,900	101,700
3	242,500	190,800	163,900	123,200	105,300
4	250,700	197,700	170,300	128,900	109,100
5	259,200	204,800	176,700	134,600	112,700
6	267,900	211,900	183,100	140,300	117,900
7	276,600	219,000	189,400	145,800	123,100
8	285,200	226,100	195,700	151,400	128,700
9	293,900	232,900	201,900	156,900	134,400
10	302,500	239,700	208,100	162,400	139,900
11	311,000	246,600	214,300	167,800	145,200
12	319,400	253,400	220,500	173,200	150,500
13	327,800	260,200	226,700	178,500	155,600
14	335,800	267,000	232,900	183,600	160,700
15	343,800	273,700	239,000	188,600	165,600
16	351,200	280,400	245,100	193,700	170,400
17	358,400	287,100	251,100	198,700	175,100
18	365,100	293,800	257,000	203,500	179,600
19	370,900	300,500	262,800	208,300	184,100
20	374,800	307,000	268,400	213,100	188,600
21	378,500	312,700	274,000	217,800	192,900
22	382,200	317,100	279,500	222,500	197,200
23		321,300	283,900	227,200	201,200
24		325,400	288,100	231,900	204,700
25		328,700	292,100	236,500	208,100
26		331,900	295,100	241,200	211,200
27		334,600	298,100	245,400	214,100
28			300,600	249,300	217,000
29				253,100	219,200
30				255,500	

指 定 職 俸 給 表

号	俸	俸 給 月 額
		円
1		4 3 8.0 0 0
2		4 8 3.0 0 0
3		5 3 8.0 0 0
4		5 9 5.0 0 0
5		6 4 2.0 0 0
6		6 9 1.0 0 0
7		7 5 0.0 0 0
8		8 0 9.0 0 0
9		8 6 6.0 0 0
10		9 2 2.0 0 0
11		9 7 7.0 0 0
12		9 9 8.0 0 0

昭和59年度教職員文化展 作品募集

文化展日時 11月7日(水)～9日(金)

展示会場 学生会館

教職員・家族の作品を募集しております。詳細
は人事課職員係(内線212)まで。

編集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 あけぼの企画
富山市曙町8-4
電話(33)3356(代)